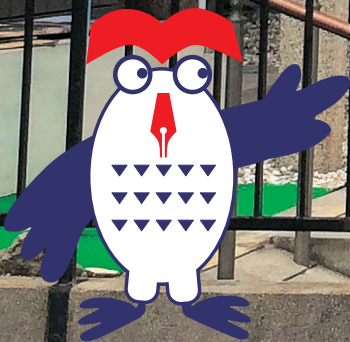




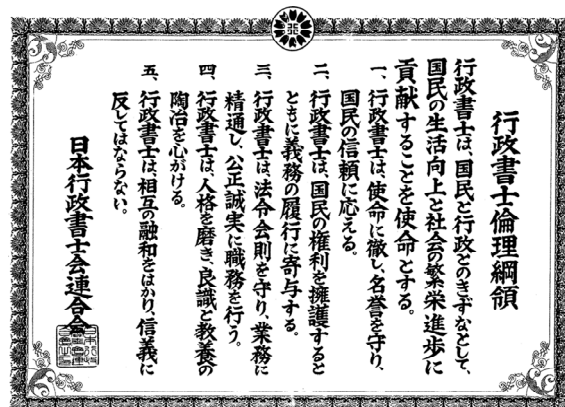
愛知

- 役員就任挨拶
- 愛知県行政書士会 平成27年度第65期定時総会
- 平成27年度 日本行政書士会連合会定時総会報告



目次

本と人から繋がる行政書士業務	愛知県行政書士会 副会長 西堀 俊徳	1
役員就任挨拶		2
愛知県行政書士会 平成27年度第65期定時総会		5
平成27年度 日本行政書士会連合会定時総会報告		6
平成27年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		7
平成27年度 第2回理事会		7
平成27年度 第3回理事会		8
大学生のための資格業ガイダンス (愛知大学)		9
大学生のための資格業ガイダンス (愛知学院大学)		9
名古屋自由業団体連絡協議会 平成26年度第5回当番会		10
第21回自由業フレッシュマン・フォーラム10'		10
第26回全国女性行政書士交流会in Tokyoが開催されました。		13
事件報道を読み解く	名城大学法学部 教授 榎本 雅記	14
ふと思う、ゆえに人なり(2)	名城大学法学部 教授 佐藤 文彦	17
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	19
お知らせコーナー 業務相談会のお知らせ		21
業務相談会申込書		22
会員訪問記 (西北支部 今井 克博会員)	会報委員 森越 靖	23
支部だより		24
事務局だより		34
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		37
コスモスあいちコーナー		44
あとがき		45



本と人から繋がる行政書士業務

副会長 西堀 俊徳

本年5月29日開催の定時総会において、新たな役員が選任されました。各々の職務分担も決まり、会長から委嘱状が交付され、各部会も本年度の事業計画にそって進み始めました。

又6月18日、19日に開催された日本行政書士会連合会の定時総会において選任された、遠田和夫連合会会長の新体制も動き始めました。

山田高嗣愛知会会長は、連合会での副会長という重責に選任され、又西川副会長は連合会理事に選任されました、ますます多忙になるお二人を支え、各部会及び各委員会がスムーズに運営出来る様に務めてまいりますので、会員皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

会員の皆さんが、行政書士になろうとしたきっかけは色々あったと思います、私の出会いはある市役所の農地転用許可の窓口でした。申請手続き方法について聴いた折に、代理は行政書士さんの仕事ですと言われた事でした。初めてそう言う資格がある事を認識しました。早速本屋へ出向き資格試験の本を探しましたがしかし今ほど関連する書籍はあまり多くは有りませんでした。

特に、行政法は雲をつかむ様なものでした。なるべく薄い本で早く覚えられる本を選びました。有斐閣新書の行政法入門(旧版)小高剛教授ほか3人の共著、はしがきに一般教養書と書かれていましたが、とても入門書ではない様な本でした。何とか試験に合格したので、書士会に入会しました。新入会員説明会で所属する支部長に一度挨拶に行きなさいと言われ、恐る恐る電話をして事務所にお邪魔しました。

そこで支部長さんから言われた事は、行政書士で飯を食って行くな次々の3つの内2つはものにせよと言われました。(簿記が出来る事、図面が描ける事、外国語の一つは出来る事)試験科目の内容と申請業務との違いは解っていましたが、まあ申請書が通れば良い位に思っておりました。しかし色々な申請書を提出するに当たり、自らの基礎知識の無さに痛感するばかりになりました。また何年かした後に、最近では2つ増えたぞと言われました。(パソコンが出

来る事、法令の正確な解釈、条文を作る事)を付け加えられました。更に今ならコンプライアンスも必要だと言われそうです。しかし今でも、5つの内3つ位で4番目はなかなかの毎日です。

“60才から大学院へ通うぞ”と言う、支部長の後ろ姿を見て(2年で修士課程を卒業された)、自分も基礎から学ばねばと思い、手にしたのは、石川敏行先生(行政書士試験委員でもあった)のプロゼミ行政法を読んで、初めて行政法の理屈が理解出来たと思いました。「法律とは、法によって律せられた人間関係」と私には解りやすい本でした。

偶々お二人の先生の講義を聴く機会があり、行政手続法について学ばせて頂き、記念に先生の著書に自筆のサインを頂き事務所に飾っております。

もっとも、漫画のカバチタレも全巻並べています。

行政書士会会員が大学院の法学研究科の科目履修を受講できる機会ができて、行政手続法の法律作りに携われた小高先生の講義があると知り、大学に通いました。先生はほんとに学者そのものでしたが、先生を囲った食事は非常に毎回楽しいものでした。

情報公開法や単位論文の書き方について指導頂きました。

人と本との出会いから学び、それが仕事に結びつく喜びを得られる事は素晴らしいと思います。ふと手にした本を読むと、しばらくしてその業務が舞い込む事が続きました。入会した当時では思ってもいなかった業務をしている今、人生は分からない物だと思います。前回の巻頭文にも書きましたが、先祖の『語録』「人間は経験をするために生まれてきたのです」「やってみなはれ」と言い聞かせ、毎日を禿げ(励げ)んでいます。

本年7月から特定行政書士の研修が始まり、考査に合格すれば特定行政書士が誕生します。又新しい業務が生まれて来ます。新たな法律が一つ生まれれば新しい業務が増える、行政書士の資格っていいなー。(テレビの和風総本家ふうで終わってみたいです。)

役員就任挨拶

愛知県行政書士会



副会長 西堀 俊徳

平成27年度第65期定時総会において、副会長に選任されました。

今期は、総務部と企画情報部を担当させて頂くことになりました。

本会会員も2,800人を超える愛知会になってまいりました。特定行政書士も今年度に誕生します。本会の発展と会員の業務確保に繋がる様に微力ではありますが努力する所存です。

会員各位のご協力の程宜しくお願い致します。



副会長 久野 真枝

平成27年度定時総会において、副会長に選任されました。

非才の身にこの大任は事の他重く感じられますが、愛知県行政書士会の更なる発展の為に、誠心誠意最善を尽くす所存でございます。

どうぞ、より一層のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



副会長 仙石 秀久

平成26年度定時総会において副会長に選任されました。2期4年間の常務理事の経験を活かしつつ、副会長として担当を命じられました広報部、法人経営部を会員と各支部の為に良き部としていく様、担当常務理事と連携し頑張っていく所存です。

又、今回は会長が連合会の副会長の要職に就かれた為、5名の副会長が今まで以上に協力し合い会長を補佐しなければならないと覚悟をし、頑張る所存でおります。

何卒ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



副会長 鍋田 建治

平成27年度の定時総会において、副会長に選任され、法務部と土地利用部を担当することになりました。

「副だけに、服を新調し、快調に、けど少し慎重に」会務に励みます。

よろしく、お願いします。



副会長 西川 剛史

平成27年度定時総会において副会長に選任されました。はなはだ微力ではございますが、本会の発展のため職務に専心努力してまいります。

何卒、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



常務理事 浅井 洋和

平成27年度定時総会において常務理事に選任され、総務部を担当することになりました。これまで担当した建設環境部ではなく初めての総務部ということで、

いまだその業務の全体を把握できていませんが、大変荷の重いものと感じています。微力ではありますが、関係各位の協力をいただきながら努めてまいります。会員の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い致します。



常務理事 蟹江 公明

平成27年度定時総会において、常務理事に選任され、経理部を担当させていただきますこととなりました。

経理部は、会員の皆様からお預かりしている会費や愛知県行政書士会の財産の管理などを担う部署です。微力ではございますが、会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。



常務理事 野田 悦子

これまで経理一筋に努めて参りましたが、今回は広報担当に任じられ、受け持つ内容が大きく変わりました。

10年以上前に会報委員を担当したことがあり、知らない世界ではないと思っていましたが、この間に各所の相談会も増え、広報の受け持つ範囲は当時と比較して相当に広く深くなっています。在任中は、先ず以て会員の皆様の業務に役立つ広報を追及して参ります。



常務理事 冨永 雅夫

本年度定時総会において新任常務理事に選任され、法務部を担当することになりました。

8年間の綱紀委員長を退任し、肩の荷が下り安堵しておりました矢先の今回の役員人事となり、戸惑っております。

今は、先輩役員と事務局の皆様親切に御指導御助け賜り、少しずつ慣れてきました。

生涯勉強成長をモットーに、山田会長・前任法務部長の鍋田副会長の御指導の下、何とか時間調整して会務を頑張ります。

よろしくお願い致します。



常務理事 子安 幸代

この度、平成27年度定時総会において、常務理事に再任され、企画情報部を担当させていただくことになりました。

前期2年、広報部担当として何とか務め終えることができましたのは、周りの多くの方々のご理解とご協力によるものと感謝し、皆様に心よりお礼を申し上げます。

これからは、行政書士業務拡充のための情報収集、調査・研究を中心とした活動となりますが、皆様にごできるだけタイムリーに情報をお届けしてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 早川 忠

平成27年度定時総会において常務理事に選任され、建設環境部を担当することになりました。

新任で、微力ではありますが、諸先輩の方々や、会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、建設環境部の事業の継続性、関係官庁との連携強化を押し進め、本会の発展のため尽力していきたいと考えています。どうぞ宜しくお願い致します。



常務理事 須崎 俊行

この度、平成27年度定時総会において、常務理事に選任され、引き続き運輸交通部を担当させていただくこととなりました。

運輸交通業務の職域確保、本会の発展のために、一生懸命努めてまいりますので、皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



常務理事 権田 泰一

平成27年度の定時総会において、常務理事に選任され、国際・私法部を担当することになりました。

微力ではありますが、前任者の皆様が築いてきた良好な関係を、さらに発展させるため、精一杯努めていく所存でございます。

会員の皆様には今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



常務理事 大内田 省吾

平成27年度の定期総会において、常務理事に再任され、土地利用部を担当することになりました。

部会の運営には、会員のみなさまの協力が必要です。宜しくお願いいたします。

このところ、土地利用関係の許認可の業務を行っている会員が減少していると、私が感じていたところ、同じく減少傾向にあると「日本行政」にも書いてありました。

なぜ、減少しているのか、許認可業務は、土地利用業務に限らず、たぶん、一般的に馴染みが薄く、取っ付きにくいことだと思います。

土地利用業務は、代表的なところで、農地転用の許可・届出の申請がありますが、これ以外の業務については、消極的なのではないかと思っています。

土地利用に関する業務は、そのほとんどが行政書士の業務と言っても過言ではありません。

まだまだ、開拓の余地のある分野です。

今後、会員の方々の意見を聞きつつ、当部の運営を進めて行こうと思います。



常務理事 吉川 明宏

平成27年度定時総会において、常務理事に選任され、法人経営部を担当することになりました。

微力非才の身ではございますが、行政書士制度発展のため鋭意努力を重ねて参ります。

会員の皆様には、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



監事 河合 治彦

平成27年度総会において監事として承認いただきました。会員みなさまの負託に応えるよう、一層の努力をもって、積極的に職責を果たして参りたいと決意をあらたにしているところであります。

今後とも会員皆様のご協力を得て、本会発展のため努力して参ります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



監事 竹内 弘幸

平成27年度定時総会において監事を拝命致しました。名古屋支部長として4年間、理事会等に出席していた時は、チェックされる側でしたが、今度はチェックする側になりました。これまで以上の重責ではありますが、微力ながら本会の発展に貢献できたらと思っています。会員の皆様、どうぞよろしくお願い致します。



名誉会長 田宮 章

定時総会において三度名誉会長にご推挙いただき、まことにありがとうございます。

本年は特定行政書士制度がスタートします。多くの会員が参加することで、この法改正が活きてくる

と思っています。

私事ではありますが、去る5月15日「黄綬褒章受章」の栄に浴することができました。ひとえに皆さまのお陰と感謝し、また会員の一人として皆様を代表していただいたものと思っています。今後この喜びと感謝を愛知会にお返しできればと考えております。



相談役 北野 正一

この度、引き続き相談役に委嘱されました。

これまでの経験を愛知県行政書士会と行政書士制度の発展に役立てていきたいと考えています。

これまで以上に「為」のためにより一層の精進をしていく所存です。



相談役 鶴飼 超

当会は、会員数でも事業内容からも全国有数の充実した単位会です。

これも執行部役員はもとより、それを支える会員の皆さんの情熱によるものだと思います。相談役として微力では有りますが、今までの経験が愛知県行政書士会の発展のお役に立てれば幸いです。



相談役 竹内 誠

前期に引き続き、会長より相談役を仰せつかりました。微力ではございますが、この大任をお受けしましたうえは一意専心、愛知県行政書士会の発展に全力をつくす所存でございます。今後も会員の皆様のご理解とご協力のもと頑張って参りますので、よろしくお願い致します。



相談役 前田 望

今般、相談役に委嘱されました。

在任中は、多年にわたり一方ならぬご懇情を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

愛知県行政書士会 平成27年度第65期定時総会

日 時 平成27年 5月29日(金)

午後 1時～ 3時50分

場 所 キャッスルプラザ 4階 鳳凰の間



平成27年度第65期定時総会が、愛知県知事・大村秀章様、総務省中部管区行政評価局総務管理官・畑佐 薫様、厚生労働省東海北陸厚生局総務管理官・都甲 太様を始めとする関係諸官庁の皆様、駐名古屋大韓民国領事・金 在斗様を始めとする関係団体の皆様、愛知県司法書士会副会長・中島正博様を始めとする関係士業の皆様、日本書士連合会副会長・伊藤庄吉様そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催されました。

会長からの平成27年度に向けてのあいさつの後、大村愛知県知事にあいさつを、日本行政書士会副会長・伊藤庄吉様に祝辞を頂戴しました。

暫時休会の後、正副議長（議長：海部支部・岩井実会員、副議長：西北支部・日栄政敏会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（昭和支部・益田俊信会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（西北支部・内川近保会員）より説明がありました。

定足数の確認

平成27年 5月29日現在の個人会員数2,784人

委任状を含んだ出席者数1,598人

（定時総会出席者数251人 有効委任状数1,347人）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に海部支部・戸谷健次会員、西北支

部・丹所美紀会員が選任され、各議案についての報告、審議が行われました。

議題

第1号議案 平成26年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 平成26年度会計決算承認の件

提案説明の後、監事より監査報告の後、質疑応答が行われた後に、採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 平成27年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成27年度会計予算（案）承認の件

上記議案は一括上程され、両議案について提案説明され、質疑応答が行われた後に、採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 役員改選の件

提案説明の後、採決が行われ、可決承認されました。

定期大会終了後、5時30分より、懇親会を開催しました。

懇親会は、飛島村村長・久野時男様、愛知公証人会会長・福嶋成二様を始め、多くの来賓のご臨席を賜り開会されました。

来賓あいさつを飛島村村長・久野時男様、愛知公証人会会長・福嶋成二様、日本行政書士会連合会会長・北山孝次様、日本行政書士政治連盟会長・中西豊様に頂戴し、盛会のうちに閉会しました。

平成27年度 日本行政書士会 連合会定時総会報告

日 時 平成27年 6月18日(木)
午前10時45分～午後 4時45分
6月19日(金)
午前 9時～午前10時30分
場 所 シェラトン都ホテル東京
(東京都港区白金台1-1-50)



東京都品川駅近くのシェラトン都ホテル東京において、2日間にわたり、平成27年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。

総会に先立つ表彰式では、まず総務大臣表彰があり、愛知会からは、仙石秀久会員(中央支部)・鍋田建治会員(岡崎支部)・黒柳清幸会員(東三支部)に授与されました。

北山会長の挨拶の後、来賓から、祝辞をいただき、総会審議に入りました。

議案は、次の通りに順次審議が進行していきました。

- 第1号議案 平成26年度事業報告
- 第2号議案 平成26年度決算報告／決算報告と監査報告
(第1号と一括審議で承認された)
- 第3号議案審議 平成27年度事業計画(案)
(審議の後承認された)
- 第4号議案審議 平成27年度予算(案)
(審議の後承認された)
- 第5号議案 役員の改選

会長は佐賀会・遠田会員と神奈川県・田後会員と東京会・中西会員の3名の選挙となりました。

選挙結果は、佐賀会・遠田会員と神奈川県・田後会員の決選投票の後、佐賀会・遠田和夫会員が新しい日本行政書士会連合会会長に当選しました。

総会2日目には、副会長その他の個別の役員も選任され、愛知会からは山田会長が副会長に選ばれました。

平成27年度 日本行政書士会連合会の新役員は次のとおりです。

会長	佐賀会	遠田	和夫
副会長	北海道会	吉村	学
	東京会	常住	豊
	愛知会	山田	高嗣
	兵庫会	北上	雅弘
	愛媛会	矢野	浩司
	宮崎会	蓑原	行満

以上で定時総会のすべての日程を終了し、閉会となりました。

平成27年度 日本行政書士会連合会 中部地方協議会定時総会

日 時 平成27年 6月12日(金)
午後 3時30分～
場 所 合歓の郷

近鉄の豪華特急しまかぜに乗り、来年のサミット開催地である三重県志摩市の賢島に行きました。昼食後3時半より合歓の郷において、日行連中地協総会が開催されました。伊藤庄吉日行連副会長と、愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の単位会から会長・代議員等56名が参加し、以下の議題を審議していずれも可決され、定刻通り終了しました。

- 第1号議案 平成26年度 事業概要報告の件
- 第2号議案 平成26年度 決算報告承認の件
- 第3号議案 平成27年度 事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成27年度 予算(案)承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

新役員には以下の方々を選任されました。

会 長	大塚 謙二	(富山会会長)
副会長	紀平 昌人	(三重会会長)
副会長	村田 寛司	(富山会副会長)
理 事	山田 高嗣	(愛知会会長)
理 事	大橋 一成	(岐阜会会長)
理 事	山下 寛	(福井会会長)
理 事	茅野 勇平	(石川会会長)
監 事	久野 真技	(愛知会副会長)
監 事	坪川 貞子	(福井会副会長)
経理担当	澤田 智	(富山会理事)

休憩の後、意見交換会が開催されました。

議題は、OSSの対応について、マイナンバー制度について、空き家対策についてで、それぞれ活発に議論されました。

続いて、伊藤庄吉日行連副会長より特定行政書士制度についての説明があり、定刻通り終了しました。

その後開催された懇親会でも活発な意見交換がされ、親交を深めることができました。

翌日、有志で伊勢の神宮に参拝した後、帰路に着きました。

平成27年度 第2回理事会

と き 平成27年 6月4日(木) 午後2時より
と ころ 愛知県行政書士会会館 3階 ABC会議室
出席者 正副会長 6人
常務理事 10人
理 事 46人
計 62人
会長出席要請役員 2人



議 題

(1) 審議事項

- 第一号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会及び日本行政書士会連合会定時総会代議員の選任について
- 第二号議案 日本行政書士会連合会における理事候補者の推薦について
- 第三号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会における理事及び監事候補者の推薦について
- 第四号議案 顧問・相談役の委嘱について
- 第五号議案 綱紀委員の選任について
- 第六号議案 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 平成27・28年度役員候補者(案)について

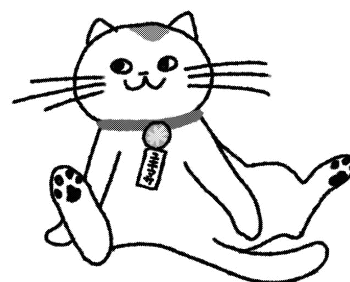
第四号議案を除く全ての議案は原案通り可決承認され、第四号議案は一部修正の上、原案通り可決承認された。

(2) 報告事項

- ① 副会長と常務理事の分掌について
- ② 監察委員の委嘱について

(3) その他

- ① 理事の業務分掌について
- ② 会報委員の選任について
- ③ 「ADRセンター愛知」役員の変更に伴う協力依頼について
- ④ 日行連定時総会質問書について



平成27年度 第3回理事会

と き 平成27年7月2日(木)
午後2時より

ところ 愛知県行政書士会会館 3階 ABC会議室

出席者 正副会長 6人
常務理事 9人
理 事 46人
合 計 61人
会長出席要請役員 3人

議 題

(1) 審議事項

- 第一号議案 理事の業務分掌及び委員の委嘱について
- 第二号議案 会報委員の選任について
- 第三号議案 行政書士ADRセンター愛知 運

営委員の委嘱について

第四号議案 苦情対応委員会委員の委嘱について

第五号議案 会館建設委員会委員の委嘱について

第六号議案 行政書士制度65周年記念事業実行委員会委員の委嘱について

全ての議案が原案通り可決承認された。

(2) 報告事項

- ① 入国管理局届出済行政書士管理委員会委員の委嘱について
- ② 暴力団等排除対策協議会委員の委嘱について
- ③ 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告
- ④ 日本行政書士会連合会定時総会報告

(3) その他

大学生のための資格業 ガイダンス（愛知大学）

日 時 平成27年 6 月 2 日(火)
午後 0 時30分～ 3 時30分
場 所 愛知大学名古屋キャンパス
出席者 愛知県行政書士会
野田 悦子、子安 幸代、山田 安政



名古屋自由業団体連絡協議会による「大学生のための資格業ガイダンス」が当番会である税理士会のリードにより催行されました。

当会からは3名が、ささしまライブ駅の目の前、愛知大学へと資料持参で出かけました。9士業10団体それぞれにデスクを構え、愛知大学の各学部生が興味、関心がある士業のところへ質問に行く形式です。

複数の士業をたずねる学生も多いのですが、最終集計に於いて、愛知県行政書士会への来訪者が一番多く、途中、席が足りなくなると他の場所を探して対応しました。

行政書士の業務内容、試験の内容等々、前向きな質問が多く、また現在宅建士の受講中、勉強中という学生も複数あり、宅建の後に行政書士試験を受けたい等、建設的な未来設計に刺激を受け、また多くの女子学生の来訪には、キャリアアップへの熱意を感じました。

大学生のための資格業 ガイダンス（愛知学院大学）

日 時 平成27年 6 月 8 日(月)
午後 0 時30分～ 3 時30分
場 所 愛知学院大学名城公園キャンパス
出席者 愛知県行政書士会
野田 悦子、子安 幸代、山田 安政
袴田 崇



名古屋自由業団体9資格10団体によるガイダンスが、名古屋城東に建つAGALSタワー2階キャリアラウンジの前において催行されました。

エレベーターで上がった途端、目の前に各士業がデスクを構え訪問者を待っています。

入り組んだ感じの設えだったので、混雑感、賑わい感が増しますが、実際訪問者も多く、使われていない椅子の貸し借りで行ったり来たりも、うれしい悲鳴でした。

経済学部の学生が多いこともあり、名古屋税理士会、公認会計士協会の訪問者数が上位となりました。

公務員試験との類似や、一般教養部分についての質問もあり、過去の問題集を参考にしながら実際の難易度など、感触を得ていただきました。

女子学生によると、自営業は仕事と家庭の両立が会社勤務者より自身の裁量で出来るところに魅力を感じるという方もあり、頼もしく思いました。

名古屋自由業団体連絡協議会 平成26年度第5回当番会

日 時 平成27年6月17日(水)

午後4時より

場 所 税理士会ビル 8階会議室

出席者 名古屋税理士会

日本弁理士会東海支部

愛知県土地家屋調査士会

愛知県社会保険労務士会

公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会

本会 理事 山田 安政

理事 袴田 崇

事務局 古山 直美

名自連の平成26年度最後の行事である第5回当番会が、池下の税理士会ビルで行われました。

議題は以下の通りです。

議題

1. 平成26年度「大学生のための資格業ガイダンス」の実施報告について
2. 第21回「フレッシュマンフォーラム10'」の実施報告について
3. 平成26年度事業報告について
4. 新規入会希望への対応報告について
5. その他

資格業ガイダンスは愛知大学・愛知学院大学で開催されたもので、フレッシュマンフォーラムは名鉄グランドホテルで行われものです。

宅建協会の入会希望は断ったとのことでした。

平成27年度チーフ当番会は予定通り愛知県土地家屋調査士会です。

その後、場所を変えて懇親会を開きました。

第21回自由業フレッシュマン・フォーラム10'

日 時 平成27年6月10日(水)

午後6時30分～9時

場 所 名鉄グランドホテル11階柏の間

出席者 272名（各士業関係者含む）



今回から、会場をより利便性の高い名鉄グランドホテルに変更し、フォーラムのタイトル通り入会后おおよそ3年未満の10団体235名の方々がバランスよく出席されました。

早々に会場入りされる方も多く、開会前から大広間が狭く感じられるほどの熱気でした。

愛知県土地家屋調査士会広報部理事の司会により、名古屋税理士会小川会長の開会のご挨拶でフォーラムが始まりました。

どのテーブルも異業種の方々と交流ができるように工夫され、名刺交換が会場中で繰り広げられることとなりました。かく言う私も当フォーラムの初回か、2回目に参加しており、それまでの人生で、お会いしたこともない士業の方々との会話に花が咲いた、大変思い出深い催しではあります。

行政書士会からも33名の出席があり、代表してお二人が本号に記事を寄せて下さいました。

貴重な新人時代を大切に、知己を広げて羽ばたいていただきたいという思いを強く感じながら、行政書士会が担当会でしたので閉会の挨拶を申し上げます。

第21回フレッシュマンフォーラム 10' に参加して ～ときめきと発見の連続～

中央支部 金原 綾子

日時 平成27年6月10日(水)

午後6時30分～9時

場所 名鉄グランドホテル11F

出席者 272名



登録初年度は、他分野の仕事に追われ、この異業種交流会への参加ができませんでした。

何でも屋のようであった一年前は、士業の方々が三百人近くも集結するというだけで、気後れしていました。同時に、このままでは何もかもが中途半端になってしまうと焦りを感じ始めました。

そして二年目の今年、自らの軌道修正を図る機会として、第21回フレッシュマンフォーラムに参加いたしました。

始まるまでは、名だたる団体名に圧されて、やめておけばよかったなどと、何度も心の中で弱音を吐く有様でした。

不安を抱えて迎えた、異業種交流会当日、私の気後れは杞憂に終わりました。交流会では、様々な業種年齢の方々と、実に満たされた時間を過ごすことができましたのです。

とはいえ、開会からほんの数分で「テーブル移動も名刺交換もご自由に」と言い渡されたときは、私と同じく、周りのほとんどの方が、「え？ どうすればいいの？」と、戸惑っていらっやいました。

異業種交流会は、職場仲間の飲み会とは異なり、誰かの指示や配慮を待っているだけでは何も起こりません。

ほんの数秒後には、会場のあちこちから名刺交換や自己紹介のざわめきが湧き上がってきました。

始まってしまったら、不安がっている暇はありま

せん。いち早く私もざわめきに加わり、距離が近い方から名刺交換をお願いしました。

五人目の名刺交換の際、いまさら聞けないド素人的な質問を投げかけてみました。すると、実は自分も疑問だった、との意外なお答えが！

とっつきやすい話題のおかげか、会話が弾み、周囲を巻き込んでの議論となり、段々と大きな話へ発展していきました。

同じテーマでも専門分野ごとに見方、切り口、対応が異なります。経験不足の私には、次々新しい発見ができて、どんどん視野が広がって、わくわくの連続でした。

打ち解けるとお料理を味わう余裕も出てきます。食べ物からまた新たな話題が持ち上がり、おかしなオリジナルアレンジ寿司まで登場しました。

場が和み、意見を交わし、本音が出る頃にはすっかり緊張が解れ、終盤は笑って食べて話して飲んだのコンパ状態でした。

ここだけの裏話や忘れられない失敗談などで大いに沸き、遠くに感じていた士業の方々との距離が縮まったように思います。

酔いと興奮が冷めやらぬ間に閉会を迎えました。

物足りない気分で会場にいると、開会前にご挨拶した方からお声掛けいただき、二次会までも楽しめました。

ほろ酔い気分の電車内で、時計を見てびっくり。開会から六時間も経っていたのです。まだ水曜日なのにと反省するはずが失笑してしまいました。

時刻も肩書きも忘れて楽しめた、本当に貴重なひとときでした。また、様々な角度からの見方、考え方を教えていただきました。

フレッシュマンフォーラムに参加できて本当に良かったです。

軌道を正す機会と得難い出会いを与えてくださったことを、名古屋自由業団体連絡協議会の皆様にご心より御礼申し上げます。

理想のフレッシュマンフォーラムは逃げない。逃げるのはいつも自分。

名古屋支部 森田 英樹

日時 平成27年6月10日(水)

午後6時30分～9時

場所 名鉄グランドホテル11F

出席者 272名



行政書士のみなさん、こんにちは。

名古屋市の港区で行政書士をしております森田英樹と申します。

私は行政書士登録が2014年の10月で、実際開業したのは2015年1月からです。というわけで、開業5か月のド新人がフレッシュマンフォーラムに参加いたしました。

開業してからというもの、たくさんの方と名刺交換いたしました。土業の方がこんなにたくさん集まる場は初めての体験でした。

約300名の土業の方が出席し、10名程度の各土業の先生が1つのテーブルに集まり、立食しながら名刺交換するという交流会でした。

私は行政書士事務所に務めた経験がないので、行政書士の仕事のほとんどが未経験です。

つまり、行政書士の仕事という戦場に刀や鎧を持たずすっぱだかで戦いを挑んでいるわけです。

そのため、使える武器は行動力だけですので、名刺交換を積極的に行いました。

結果30人ほど交換できましたが、2時間半という時間を考えると、一人あたり5分程度しかお話ししていないことになるのです。

他土業の先生と仲良くやっついこうと思うのであれば、意気投合した先生と長くお話ししておくと思えます。

名刺交換するときの話題としては、どのような業

務が多いですか？というフレーズが出てきます。

私は「風俗営業許可が得意です」というと、やたら男ウケが良かったので、風俗営業許可は、皆様おすすめでございます。

他土業の先生の業務をざっくりとしかわからないので、いろいろなお話を聞くことができました。

弁護士の方からは、弁護士が増えてきているので、仕事のとりあいでの厳しい業界だということ。弁理士の方からは、特許や商標のこと。最近では、鳥貴族の商標に似せた店舗の紛争があったので、会社設立の際は気を付けること。公認会計士はほぼ三大監査法人の方で企業監査のこと。税理士の方からは、M&Aや顧問先のお話を聞くことができました。土地家屋調査士の方と、司法書士の方とは、お話しする事ができず残念でした。

楽しい時間は過ぎるのがあっという間で、午後9時になり私は別件があるので、その場を退場しましたが、2次会があるならば絶対に行くべきです。

後日メールで交流会をしませんか？と送った所、皆様良い反応で交流会ができそうです。

とにかく楽しく過ごせて、3ヶ月に一回ぐらいあったら良いのと思えるフレッシュマンフォーラムでした。

第26回全国女性行政書士交流会in Tokyoが 開催されました。

会報委員 鈴木 直美

日時 平成27年7月12日(日)～13日(月)
場所 ハイアットリージェンシー東京
主催 女性行政書士交流東京会
テーマ 『賢くなって帰ろう』
出席者 一日目75名 二日目92名



第26回目全国女性行政書士交流会が、女性行政書士交流東京会の主催で行われました。愛知会からは3名出席でしたが、北は北海道から南は沖縄まで、大勢の女性行政書士が参加をしました。参議院議員の片山さつき先生も両日駆けつけてくださいました。

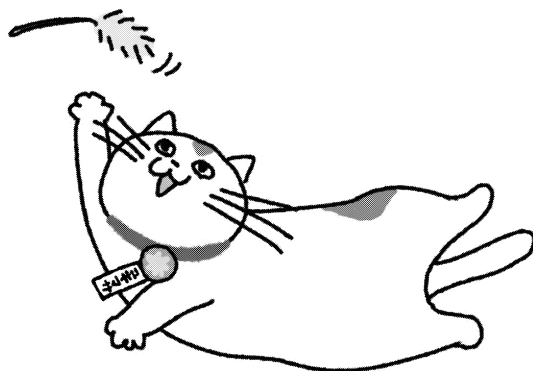
会場は、女性行政書士交流東京会の西村美枝子会長をはじめ、まるで色とりどりの花が咲き誇っているように艶やかでした。初参加の会員たちも、旧知の間柄のように打ち解けて、それは盛会でした。

一日目は、サンセットクルーズ他、それぞれの東京の夜を楽しみ、二日目は、9時から12時40分まで、実に6名の女性行政書士による研修と、徳田修作弁護士による特別講演が行われました。

「賢くなって帰ろう」がテーマなだけに、研修内容も盛りだくさん！ 大変勉強になりました。(紙面の都合により、研修内容については割愛させていただきます)

午後は懇親会が行われ、ユキマサ君も登場し、笑顔と涙、感動のフィナーレを迎えます。

女性行政書士交流東京会の皆さま、本当にありがとうございました。来年の第27回全国女性行政書士交流会は、なんと沖縄です。「ゆいまーる」をテーマに平成28年4月3日(日)～4日(月)に開催されます。さあ、カレンダーに丸をつけましょう。美ら海が貴女の参加をお待ちしています！



事件報道を読み解く

——刑事手続の分野から

第6回 郵便不正事件（新時代の刑事司法制度）

名城大学法学部 教授 榎本 雅記

1. はじめに

今回を含め6回にわたり掲載させていただいた本連載も今回が最終回です。これまで5回の連載では、過去の事件記事を素材に、現行の刑事手続について解説してきました。今回も事件記事そのものはもちろん過去の事件に関するものですが、これを手がかりに刑事司法制度の将来像について、どのような議論がなされているのかについて解説したいと思います。

刑事司法はここ10数年激動期を迎えており、それ以前はあまり動かなかった制度が様々な面で改革の波にさらされています。掲載した郵便不正事件（2010年9月22日・日経新聞朝刊1面）も、その改革を後押しする1つの契機となった事件ということができそうです。今回は、事件の解説は最小限にとどめ、その後の刑事司法改革の経緯等に触れることにし、読者のみなさまが刑事司法のあるべき将来像を検討する際の素材を提供することにします。

2. 事件の概要

郵便不正事件自体は、解説が必要なほど複雑な事件というわけではなく、障害者団体に特別に適用される低額の郵便料金を不正に利用し、本来支払うべきであった正規料金との差額を免れたという事件です。問題は、この事件の捜査、訴追過程にあります。

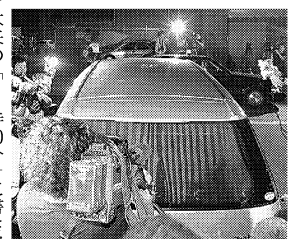
この不正に関与したとして、大阪地検特捜部は、自称障害者団体の関係者や、複数の厚生労働省幹部らを逮捕し起訴しました。検察側が描いた事件の構図は次のようなものでした。すなわち、自称障害者団体の幹部らが国会議員を通じて、厚生労働省側に障害者団体の証明書発行を依頼。当時、厚労省障害保健福祉部企画課長であった村木厚子氏の指示の下、部下の同省係長が偽造証明書を作成し、村木課長を通じて偽造証明書が自称障害者団体側に交付されたというものです。

裁判の結果、厚労省の係長が独断で証明書を偽造したとの認定がなされ、自称障害者団体側の幹部と

特捜検事を逮捕

郵便不正 押収品改ざん容疑

最高検



大阪地検を出る前田容疑者を乗せたと思われる車（21日午後、大阪市福島区）

最高検は21日、郵便料金不正事件で証拠品として押収したフロッピーディスク（FD）のデータを改ざんしたとして、当時、捜査を指揮した大阪地検特捜部の主任検事、前田恒彦容疑者（43）を証拠隠滅容疑で逮捕、大阪府内の前田検事の自宅を家宅捜索した。（関連記事3面、社会面に）



前田恒彦容疑者

特捜捜査の問題点が指摘された一連の捜査は、

現職検事の刑事責任が問われる異例の事態となった。最高検の伊藤鉄男次長は「厳正に対処する」をまとめる方針。

最高検の伊藤鉄男次長は「厳正に対処する」をまとめる方針。今後は、料金の不正事件全体の検証作業も行い、年内に報告書の有無を含め、最高検を録されていた偽の証明書が、大阪府の検事らによって大阪府内で専用ソフトを使

って改ざん。本来の「2004年6月1日1時20分」から、「6月8日21時10分」に書き換えた疑い。調べに対し前田検事は、

村木元局長 無罪が確定、復職

障害者団体向け郵便料金（54）について、大阪の局長級ポストに起用された虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われ、大阪地裁が無罪を言い渡した村木厚子・元厚生労働省局長は、内閣府が厚労省議で控訴断念を決めた。

は、書き換えを認めたらえて、「誤ってしまった」などと説明しているという。FDは、大阪地検が昨年5月に元厚生労働省係長、上村勉被告（41）に公判中の自宅から押収。公判には証拠として提出されず、改ざんから3日後の7月16日に上村元係長側に返却された。

2010年9月22日 日本経済新聞朝刊1面

許諾番号30043029

日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。無断複製転載を禁じます。

ともに有罪とされる一方、村木課長の関与は完全に否定されました（なお、村木さんは、無罪判決後、職務復帰され、現在では厚労省の事務次官に昇進されています）。2010年9月10日に大阪地裁で出されたこの無罪判決は、検察の事件に関する見込みが誤っていたことを意味します。しかし、この事件ではそれにとどまらず検察官による証拠の改竄が明らかとなり、検察組織ないしは検察による捜査活動に対する根本的な疑念を生むという事態に至りました。

掲載した記事は、大阪特捜のエースといわれ、本稿で以前に取り上げた陸山会事件にも東京地検への応援として関与していた検察官の逮捕を報じたものです。記事によりますと、この検察官は本事件の主任でしたが、証拠として押収したフロッピーディスクの内容を改竄した容疑での逮捕とされています。さらには、上司である地検特捜部の部長および副部长も犯人隠避等の被疑事実で逮捕されました。その後、主任検察官、特捜部長、副部长とも起訴されいづれもすでに有罪判決が確定しており、検察官としての職も懲戒免職という形で解かれています。

3. 刑事司法制度改革への道のり

(1) 「検察の在り方検討会議」

この事件を直接の契機に、法務大臣の私的諮問機関として、「検察の在り方検討会議」が、2010年11月に設立され、15回にわたる会合を開催した後、翌年3月には、その最終的なまとめとして「検察の再生に向けて」と題した提言を出しました。この提言では、検察官の倫理や、人事・教育、チェック・監察体制のあり方とともに、検察における取調べの可視化、すなわち被疑者取調べの録音・録画をより拡大すべきことが提唱されています。

また、この会議は検察の信頼を回復する施策を検討する場であったわけですが、その検討の過程で、検察に限られない刑事司法制度が全体として抱えてきた課題を見直す必要があるとの認識がなされるにいたり、本提言の「おわりに」の部分で、「この提言で指摘した、捜査・公判構造の在り方を含む刑事手続その他刑事司法制度全体に関する問題については、直ちに検討の場を設けて検討を開始するよう重ねて要望する」とされています。

(2) 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」

この要望を受け、2011年6月、法務大臣の諮問に基づく、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の審議が開始されました。1年半余りの審議を

経て、2013年1月には「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」と題した中間報告が出されました。その後、さらにこの基本構想に沿った形で具体的な制度設計が進められ、2014年9月18日に最終報告書として「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議結果」が法制審議会総会において採択されました。

そこでは、捜査段階では取調べにおける自白の強要等を防止するために、取調べを録音・録画しておくことや、取調べへの過度の依存をあらためて、取調べ以外の方法での供述証拠の収集や、客観的証拠の収集の方策を新たに設けることが目指されており、また公判段階では供述調書への過度の依存をあらため、真正な証拠による充実した公判審理を実現することが目標とされています。

具体的な改正提案は、多岐にわたりますが、特に注目を集めているのは、取調べの可視化、司法取引・刑事免責制度の導入、通信傍受の拡大ではないかと思われます。以下では、ごく簡単ではありますが、この3点について解説したいと思います。

4. 司法制度改革の重要論点

(1) 取調べの可視化

これまで被疑者取調べは取調室という密室で行われ、それが自白の強要等につながり、ひいては冤罪事件発生の一因となっていたとの認識から、取調べ状況を録音・録画することでそのような取調べを防止するとともに、自白の任意性等が公判で争われた場合の証拠とすべく導入されることになった制度です。もっとも、可視化が義務づけられる対象となる事件は、裁判員裁判となる重大事件の取調べ、検察官の独自捜査事件の取調べに限られ、数でいえば全取調べの2～3%しか対象とならないことから、少なすぎるとの批判もあります。しかし、可視化対象事件の割合こそ少ないものの、対象事件の全過程の可視化が義務づけられたことに積極的な評価を下す論者も多いところです。また、審議会答申の付帯事項として、対象事件以外の事件でも、実務運用として可能な限り幅広い範囲での可視化が強く期待されています。

捜査機関側からは、取調べの可視化によって供述証拠の収集に支障が生じるのではないかと根強い批判もありますが、そもそも外部から見られて困るような取調べが許されるわけもなく、録音・録画によってむしろ自白の任意性の立証が容易になる場合もあり、捜査機関が可視化に消極的になる理由は本

来あまりないのではないかと考えられます。

いずれにせよ、今回の可視化義務づけは出発点にすぎず、運用状況もふまえて、近い将来にさらに可視化の対象範囲を拡大する方向での議論が行われるべきであるとの意見も有力になっています。

(2) 司法取引・刑事免責制度の導入

新聞記事等では今回導入が検討されているのは「司法取引」であると書かれてありますが、正確には一般にいわゆる司法取引のごく一部ということになります。司法取引には、自分の犯罪を自白する引き替えに刑の軽減等を受ける形での取引（「自己負罪型司法取引」）と、共犯者等他人の犯罪を供述する引き替えに刑の軽減等を受ける形での取引（「捜査・公判協力型司法取引」）がありますが、今回導入が予定されているのは、後者のみであり、しかも薬物銃器犯罪や、汚職・詐欺等の経済犯罪に対象事件が限定されています。

刑事免責については、本連載第3回（本会報269号14頁以下）で若干触れましたが、要するに共犯者等に対して訴追しないことを条件に証言を義務づける制度です。

いずれの制度も、組織犯罪対策として導入が予定されているものですが、本人の自白によらずに、供述証拠を得るあらたな手段として、今回の制度改正の趣旨にも合致する制度であると考えられています。もっとも、共犯者の自白の危険性（無実の他人を共犯者として引っ張り込む危険性）に鑑みて、これらの制度導入に消極的な立場もなお有力に展開されています。

(3) 通信傍受の拡大

犯罪捜査のために、電話等の通信を傍受する制度は、すでに実施されていますが、実施要件の厳格さや、対象犯罪の狭さ等が原因で、それほど活発に利用されていません。今回の改正案では、対象犯罪をこれまでの薬物銃器犯罪、組織的殺人、集団密航に加え、組織的な強窃盗や詐欺・恐喝等も含めることにしています。これによって、近年被害額が急増しているいわゆる振り込め詐欺に対しても利用可能となります。

また、これまで必要とされていた通信事業者の立ち会いも原則不要となり、傍受の実施場所もこれまでのように通信事業者の営業所に限定されず、捜査機関の施設でも実施可能となります。

この改正案に対しては、捜査機関による濫用のお

それはないのかといった批判もあり、導入後も実施状況を注視する必要があるでしょう。

5. 今後の展望と連載のわりに

今回解説した刑事司法制度改革案は、本年度国会に、刑事訴訟法等一部改正案として上程されております。本稿執筆時は、なお衆議院の法務委員会で議論がなされているところです。読者のみなさまが本稿を手にとられる頃には、可決成立しているのでしょうか。議事の経過等の最新情報は、衆議院、参議院のホームページから参照できますので、ぜひご利用ください。

いうまでもなく、刑事司法制度もつねに時代とともに変化すべきものであり、今回の制度改正が終わりではありません。そのことは、審議会答申の「今後の課題」として、いくつもの点がなお指摘されていることに端的に表れています。今回の解説もあくまでみなさまの検討の一素材としていただければと思います。

最後に、会員のみなさまの業務にとって、直接の役には立たないであろう連載に紙幅を割いていただいた愛知県行政書士会に感謝しつつ、本連載を閉じることとします。

ふと思う、ゆえに人なり (2)

名城大学法学部 教授 佐藤 文彦

(承前)

二人は夫婦であったのか

次に問題となるのは、法律上、果たしてこの主人公らは、婚姻していると言えるのかどうか、という点である。

外国と牽連関係のある要素を含む、私人間の法律関係は、渉外的（国際的）私法関係と呼ばれている。日本人と外国人との、国際結婚も、その典型例である。このような渉外的私法関係が問題となる場合に、どのようなルールに則って判断されるべきであろうか（こうした、渉外的私法関係を取り扱うのが、国際私法と呼ばれる分野である）。

複数の国にまたがる法律関係であるから、国際的な取り決めに基づいたルールがあれば、それにしたがって判断されるべきである。このようなルールは、条約の形で形成されるが、国内法化されることもある。最近、日本との関係で効力をもつに至ったものとしては、たとえば、国際物品売買契約に関する国際連合条約や、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（及び、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律）が挙げられる。

とはいえ、このようなルール自体、日本との関係で効力を有するものは、数のうえでも少ないし、扱われている領域も限られている。そこで、国際的なルールが存在しない、渉外事件に関する諸問題を、日本として、どのように処理すべきかを考えなければならないことになる。

このとき、日本で問題になっているのだから、当然日本の法律で判断される、という考え方も、あり得ないわけではない（それどころか、そのような考え方を採用する国も、現に存在する）。しかしながら、このような考え方は、現在、日本では採用されていない。法の適用に関する通則法という法律があり、これによって処理されている。

法の適用に関する通則法は、民法や商法などとは、ちょっと違う考え方で問題を解決しようとしている。どういう場合に婚姻が成立し、どういう場合には無効であると、直接的に規定するのではない。これを、実質法的規律と呼んでいる。そうではなくして、諸々の事項は「どこの国の法律によるべきか」を定めているのである。このような規律方法を、実質法的規律に対して、抵触法的規律と呼んでいる。テク

ニカルタムを交えて表現すれば、「一個の渉外事件を、類型的な生活関係である単位法律関係に分解し、単位法律関係ごとに、最も密接な関係を表象するとされる連結点を通じて、具体的解決基準となる準拠法を決定する」のである。

かかる抵触法的規律が採用される背景には、各国の法律が内容を異にしつつ対等の資格で併存している、という認識がある。およそ法は、各国の歴史・文化・伝統の産物である。各国の歴史・文化・伝統は、皆異なっているが、その産物である法もまた、当然その内容は異なるものである。そして、各国の歴史・文化・伝統に、違いはあっても、価値的な優劣はないのだから、その産物である法も、国によってその内容に違いはあっても、優れているとか劣っているとかということとはできない。だから、各国の法律の内容をうんぬんすることなく、生活関係ごとに、関係の深いとされる地の法律を基準として選出し、それによって問題を具体的に解決しようとするのである。要するに、価値相対的な考え方に基づいているのである。

それでは、法の適用に関する通則法は、婚姻の成立について、どのような規定を置いているか。通則法の24条は、「婚姻の成立」（1項）と「婚姻の方式」（2項）を区別する。前者の、婚姻の成立とは、講学上、婚姻の実質的成立要件を指すものであると理解され、より具体的には、婚姻意思の問題と、婚姻障碍の問題が該当するとされる。後者の、婚姻の方式とは、講学上、婚姻の形式的成立要件を指すものであると理解され、いかなる届出や儀式がなされるべきかという点が該当するとされる。ここで問題となる婚姻意思は、婚姻の成立に該当するものである。

「婚姻の成立」は、「各当事者につき、その本国法による」のであり、ここで「本国」とは、基本的に国籍国のことである。したがって、主人公である日本人男性には日本法が、中国人女性には中国法が適用されることになる（なお、ここで、中国人女性については、「その国の法に従えば日本法によるべきとき」は、「日本法による」ことになる可能性がある（41条本文）。こうした法技術は、反致と呼ばれている。このため、「その国の法」である中国の国際私法によれば、この中国人女性に日本法が適用される可能性もあるが、ここでは立ち入らない）。そして、

婚姻が成立するには、いずれの法律によっても、婚姻が有効に成立しなければならない。

日本の民法上、婚姻意思とは、社会的に夫婦と認められるような共同生活に入る意思のことをいい、いわゆる偽装結婚で婚姻届を提出しても、婚姻意思を欠き、無効であると考えられる（民法742条1号）。このため、中国法の内容がどうであれ、日本の民法上、主人公らの婚姻は、無効である。どんなに主人公が感傷的な気分になっても、「そんなのは無効な婚姻だよ、夫婦なんかじゃないだよ」という目で見えてしまっただけというものである。

ちなみに、婚姻意思の内容をいかなるものと理解するかという点も、婚姻障碍のいかなるものによっても、実に様々である（たとえば、婚姻適齢は、成年と一致させる国が多いが、早婚を推奨する国もあるし、中国のように、男性22歳女性20歳とする国もある。中国の婚姻適齢の高さは、一人っ子政策と結びついている）。方式についても、届出を要するか、儀式（これにも、世俗の儀式と宗教上の儀式がある）を要するか、どちらでもよいか、無方式でよいか、といった違いがある（以前の台湾の法律は、婚姻の成立には、世俗の儀式が必要とされ、届出があれば、それは儀式が行われたと推定するとされていた）。各国の歴史、文化、伝統と関連するもので、実に興味深い。

苗字はどうなる

婚姻が無効であるという点をさておくとしても、主人公の男性が、骨壺に「高野白蘭」と、自分の苗字で死んだ女性の氏名を記載した点についても、ひっかかってしまう。

もともと、人の氏名の構造も、氏名に関するルールも、国により、これまた実に多様である。氏という観念を知らない国もあるし、ミドルネーム等、日本には馴染みのないものもある。子供の氏をどうするか、命名をどうするかということについても、国により異なる（ちなみに、日本は、子の氏は比較的明確に法律で処理できているが、命名はカオス状態というべきかもしれない）。

さて、婚姻の締結に伴い、氏が変わるか否か、変わるとしてどのように変わるのかという点については、各国で扱いが異なっている。日本ならば、民法750条により、夫婦が選択して、一つの共通の氏を称することになる（民法上は、婚姻の効力に分類されているが、民法739条、戸籍法74条1号とあいまって、実質的に、氏の選択は、婚姻成立の要件となっている。これは、ドイツでは、憲法上の婚姻締結の自由を侵害する可能性があるとして指摘されたことがある）。

対照的なのは韓国で、婚姻しても、夫婦はそれぞれ、従前の氏を称する。中国でも、基本的に同様である。

このような、婚姻に伴う氏の変更を典型例とする、氏名に関する問題は、極めて多くの課題がある。そもそも国際私法上の課題となるかどうかという点からして議論のあるところである。国際私法上の問題であると理解しつつも、さらに考え方が分かれている。

ここで主人公が考えるように、妻が夫の氏を取得する、という結論に至ることもあり得ることである。すなわち、婚姻に伴う氏の変更の問題は、国際私法上、婚姻の効力（法の適用に関する通則法25条）に該当すると考え、夫婦の本国法が同一ではないから、夫婦の同一常居所地法である日本法が基準となり、民法750条にしたがって、夫婦が夫の氏を共通の氏として選択する、という道筋である。とはいえ、夫婦の氏の問題は婚姻の効力に該当するという考え方は、かつては学説・裁判例の多数説であったものの、現在は少数となりつつある。しかも、日本の民法が適用されるとしても、妻の側で、夫の氏を称することを選ぶかどうかは、「お嫁さんにしてください」という意思と、まったく別の問題である。また、中国人女性の中には、自己の氏に誇りをもち、結婚しても変えたくないという人は、思ったよりも多い。そうしてみると、やはり主人公の男性が、自分の氏と相手の名を組み合わせて、骨壺に「高野白蘭」と記す行為は、配偶者の祖国における文化・伝統に配慮することなく、自分の価値観を無自覚に押し付けるものであると評することもできる。そんなことが、悲しい性で、改めて考えなくても思い浮かんでしまうと、もう作品どころではなくなってしまうのである。

小説にリアリティがないからといって、また「やぶにらみ」で読んだら楽しめないからといって、小説の評価がさがるものではない。想像力の翼で、小説の世界に入り込み、楽しめるならば、それでよいのである。

ただ、現実の世界を生きるうえでも、想像力の翼が必要となることも、指摘しておくべきであろう。自覚の有無にかかわらず、我々の生活は、日々、国境を越えて営まれている。異文化に対し、寛容に振舞うためには、異文化の存在を認識し、理解することが、どうしても必要なのだ。

（改稿版「やぶにらみのラブ・レター」了）

ちょっと役立ち豆知識

外国向けの私文書の認証について

中央支部 金 恩 瑩

公的機関が発行した公文書の認証については外務省によるアポステイーユと公印確認がありますが、外国で使用される日本語で作成された私文書の認証にはどのようなものがあるのでしょうか。

今回は、公証人による私文書の認証についておおまかな内容をみていきたいと思います。

外国において行使する文書について公証人が行なう認証には「私署認証」「宣誓認証」「外国文認証」があります。

■私署認証

文書の作成者の署名又は記名押印がある私文書（私署証書）について、その文書になされた署名又は記名押印が文書作成者によって行なわれたことを認証します。公証人の認証を得ることで、文書の署名又は記名押印の真正が証明されることになり、その文書が作成者の意思に基づいて作成されたことが推定されることとなります。

- ・ 面前認証（目撃認証）

署名者本人が公証人の面前で文書に署名又は押印する

- ・ 面前自認（自認認証）

署名者本人が公証人の面前で文書に署名又は押印したことを、自ら承認する

- ・ 代理自認（代理認証）

代理人が公証人の面前で、文書の署名又は押印が署名者本人のものであることを、自認する

公証人が行なう認証の効力は、文書の内容が違法、無効等でないかどうかという観点からの審査をするものであり、その文書の成立の真正を証するにとどまります。内容の真実性や正確性を証するものではありません。

■宣誓認証

私署認証において、当事者が公証人の面前で文書の記載が真実であることを宣誓した上、文書に署名及び押印し又は文書の署名及び押印を自認したとき、

公証人がその旨を記載して認証する制度です。

文書作成の真正を認証するとともに、制裁の裏づけのある宣誓によって、その記載内容が真実かつ正確であることを作成者が表明した事実も含めて公証するものです。

例えば、民事訴訟における証言や陳述書等の証拠保全としての利用やDV被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を裁判所へ申し立てる際に必要とされる場合があります。

宣誓認証は代理人による囑託は認められません。また、文書の記載が虚偽であることを知って宣誓した場合は過料が科せられます。

※宣誓認証とアフィダビット

アフィダビット（Affidavit）とは、法定外で公証人その他宣誓を司る者の面前で宣誓した上、記載内容が事実であることを確約し、署名したものをいい、欧米諸国をはじめ多くの国で使われています。

アフィダビットは必ずしも日本の「宣誓供述書（宣誓認証された私署証書）」とは法律的には同一の性質を持つ文書ではありません。求められた認証については提出先国機関等の意向を十分確認する必要があります。

■外国文認証

●日本の公文書と宣言書

例えば、外国の機関から公証人の認証のある戸籍謄本の提出を求められた場合に、まずは戸籍謄本については外務省によるアポステイーユ又は公印確認の認証を受けます。その後、戸籍謄本を提出先の国の言語に翻訳した文書を、翻訳者が日本語原文と翻訳文の内容に相違が無い旨を記載した宣言書を作成して署名し、原本と訳文とともに公証人の認証を受けます。

外国語で作成された文書の認証を受ける場合、英

文は訳文は不要ですが、英語以外の外国文書の場合は訳文が必要となります。また、公証人が作成する認証文には英文の訳文が付きます。

■公証人の認証後の手続き

●ノータリーゼーション（発行機関の証明）

日本の文書が外国の提出先で問題なく受け入れられるためには、その文書が真正に作成されたことが相手方において容易に確認できるよう、その文書に記載された署名を一定の公的機関が証明します。

●リーガリゼーション（第三機関による公的証明）

ノータリーゼーションによりなされた署名及び公印を別の公的機関が更に証明します。

公証人の認証を受けた私文書は、その公証人が所属する法務局長による「公証人押印証明」を受ける必要があります。

【私文書認証手続きのながれ】

嘱託人 ⇒ 公証人 ⇒ 法務局長 ⇒ 外務省
⇒ 駐日公館 ⇒ 提出先国の相手方

上記のように、提出先国の駐日公館による領事認証に至るまでに二重・三重の証明手続きは煩雑であるのでその簡素化を図るため、領事認証を不要とするハーグ条約が締結され日本も加盟しています。

条約加盟国の間で行使される場合には、条約で定めた形式の外務省のアポステューユを受ければ、日本にある当事国の領事認証が不必要となります。

【ハーグ条約加盟国】

嘱託人 ⇒ 公証人 ⇒ 法務局長 ⇒ 外務省
⇒ 提出先国の相手方

尚、ハーグ条約加盟国であっても、その用途によっては提出先国の領事認証を必要とする場合もあり、事前に提出先に確認をしておくことが必要です。

●ワンストップサービス

東京都内・神奈川県内・大阪府内の公証役場では、提出先国がハーグ条約加盟国の時にはアポステューユが付いた認証文を作成しますので、公証人認証を受けた後に直ちに相手方へ提出することが可能です。

【ハーグ条約加盟国】

嘱託人 ⇒ 公証人 ⇒ 提出先国の相手方

【ハーグ条約非加盟国】

嘱託人 ⇒ 公証人 ⇒ 駐日公館 ⇒ 提出先国の相手方

ハーグ条約に加盟していなくても特別な扱いをする国がいくつかあります。

例えば、ブラジルについては、公証人の認証後に領事認証を受ければ足りません。

台湾についても、公証人の認証後に台北駐日経済文化代表処で認証を受ければ足りません。

詳しくは日本公証人連合会HP参照

<http://www.koshonin.gr.jp/sini.html>

「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」の締約国

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について

運輸交通部

開催日 平成27年9月9日(水) 開催日 平成27年10月14日(水)
 時 間 午後1時30分 時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後2時30分から1人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成27年9月16日(水)
 時 間 午後1時30分から午後4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後1時から午後4時30分まで

※初心者対象

平成27年9月1日

会 員 各 位

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



西北支部 今井 克博 会員

会報委員 森越 靖



7月中旬、北名古屋市に自宅兼事務所を新築されたばかりの今井克博先生にお話を伺うため訪問して参りました。

事務所に入るとまず目を見張ったのは、床・壁・天井にふんだんに施された無垢材です。その香りが良いので思わず深呼吸をすると、気持ちがほぐれて心地が良くなってきます。また、受付カウンターや事務机、収納棚までも造作されており、隅々までこだわった設計がなされています。

今井先生は平成18年に行政書士・土地家屋調査士事務所を開業。測量や現況図などの図面作成ができるメリットを活かし、行政書士業務では農地法・都市計法の許可申請や公有地の払い下げ申請などを得意分野とされています。「お客様が何を求めているのかを深く理解すること、約束事を守るなど当たり前に出ることを当たり前にするということ」を常に意識し業務を行ってきたことで、今ではお客様から厚い信頼を得ていらっしゃいます。

このような事務所経営は趣味である読書からも活かされており、松下幸之助氏や稲森和夫氏、斎藤一人氏といった経営者の考え方を学ぶことで自信が湧き、「得意に奢らず失意に落胆せず」のモットーを貫く

ことで、ひとつの仕事に一喜一憂せずプロ意識を持って仕事をしているそうです。

また、生活上では、少しでも後悔しない人生を送る為に進化のない1日を過ごさないよう努めていらっしゃいます。

そして、将来のことをお聞きすると、

「目標は数多くあります。この自宅兼事務所を建築することもその一つでしたが、今では想ったことは叶うということを実感しています。ただし、ただ思うだけでは目標を達成することができないのは当然で、実現するための具体的な方法をシビアに考えてきました。他の目標達成に向けてこれからも続けていきたい。」とのこと。

そのような強い意志、信念をお持ちの今井先生より最後に私へ贈って頂いた言葉。

「たった一人しかない自分を、たった一度しかない一生を、ほんとうに生かさなかったら、人間生まれてきたかいないじゃないか」

山本有三『路傍の石』

主人公吾一の担任教師の言葉

今井先生、この度はお忙しいところこの会員訪問を快く受け入れて頂き誠に有難うございました。見習うことばかりで、今井先生のように、そして贈って頂いた言葉を胸に刻み、私も力強く生きていきたいと思いました。大変感謝しております。

支部だより

豊田
支部

平成27年度 定時総会開催

会報委員 東福 宏恵

日時 平成27年5月15日(金)

午後2時30分～

場所 豊田産業文化センター 小ホール

会員総数 142名 法人会員 1法人

出席者数 105名(当日出席 67名 委任状 38名)



平成27年度豊田支部定時総会が、池田達治会員司会進行のもと、議長に田中宏美会員、議事録作成者に太田昌宏会員、議事録署名人に佐藤玲央磨会員、中島伸介会員が選任、開催されました。

開会に先立ち、故加藤公平会員を偲び、黙とうを捧げました。

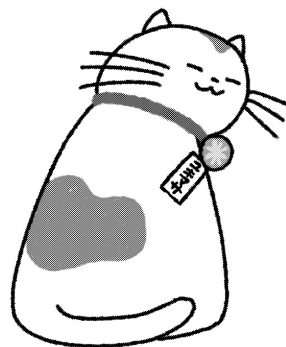
榊原豊久副支部長の開会の言葉に続き、稲垣勝康支部長より、「行政書士制度を市民に必要とされる資格制度とし、社会貢献につながっていくため一層の力添えを」という挨拶がありました。

その後総会議事に入り、議事は全議案とも原案通り可決成立しました。

支部役員の改選も行われ、以下の通り可決されました。

支部長	岩崎智也	会員
副支部長	小笠原輝美	会員
同	勝田 崇	会員
同	川村浩史	会員
監事	横井幹昌	会員
同	倉田 晃	会員

その後、新入会員の紹介があったのち、ミニコンサートと続き、総会は閉会しました。



名南
支部

研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成27年 5月25日(月)
午後 5時30分～7時30分
場所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム
講師 石川 光男支部長
橋本 博之氏(日本政策金融公庫熱田支店第二課長)
テーマ 日本公庫(国金)とのコラボ・「会社設立」
支援ガイドで起業者応援セミナー『～行政
書士のための、創業融資・創業支援のため
の会社設立方法とは?～』
出席者 23名



5月第2回研修会は2部編成の研修会であった。第1部は石川支部長により、行政書士として創業者にどのような助言、支援をすべきかの講義でありました。法人設立支援、許認可支援、創業金融支援を詳細に解説され、経営管理、資金調達・運用や融資に関連し許認可支援の必要性であった。第2部は日本政策金融公庫の課長より創業計画書の立案、実行、効果などを融資側からの意見が述べられ、積極的に融資可能な要件を解説された。実現可能な計画、創業者への融資の必要性についての解説であった。質疑応答が午後7時30分まで続き、懇親会の席でも個別相談などもあり、午後9時30分散会した。

東三
支部

平成27年度 第1回支部研修

会報委員 水野 悠

日時 平成27年 6月17日(水)
場所 愛知大学豊橋キャンパス 6号館644教室
講師 近藤 正行様
テーマ 『意識を変える～人生の角度をあげるに
は・・・～』
出席者 会員24名 補助者11名



6月17日、愛知大学豊橋キャンパスにて、土地家屋調査士の近藤正行氏を講師に迎え、支部研修が開催されました。

今回の支部研修は、通常の業務に関するものとは異なり、「意識を変える」ことをテーマに、より広い視野に立った内容となりました。

自分の意識を変えることで、どのような変化が起こるのか、では意識とはどのようなものなのか(潜在意識と顕在意識)、変えられるものと変えられないものとは何か、そして自分が人生において大切にしているものを列挙する二人一組でのワークを行いました。

後半では、否定的な言い回しを肯定的に言い換えるワーク、ビジョンを定めることと、それによって把握される現在の状態との差異について問題意識をもつこと、これをクリアしていくこと、「未来を創る」ということを旅行に行く前～行った後の行動といった身近な具体例に当てはめ、ワークを行いつつお話いただきました。

通常の行政書士業務についての研修とは異なる、ワークを行いつつ進める形式で進行いただき、会員各自が考える時間を持つことができたことで、抽象的なテーマに見えつつも、しっかりと心に残る支部研修となりました。

昭和
支部

建設環境部研修会 及び建設環境部会

会報委員 古田 禎史

日時 平成27年6月23日(火)
午後3時30分～5時30分
午後5時30分～8時30分
場所 天白スポーツセンター2階第3会議室
講師 田中 聡会員
テーマ 『建設業法・入契法等の改正について』
出席者 22名(建設環境部会18名)



平成27年度昭和支部の第1回研修会は、副支部長の一人であり、昭和支部建設環境部担当幹事でもある田中聡会員が講師となり、建設業許可や経営事項審査を中心に、建設業法及び入札契約適正化法の改正点についての講義が行われました。

建設業許可や経審の改正点については多くの会員が興味を持っていたようで、出席率も高かったと思います。たった2時間で重要な改正点をピンポイントに解説して頂きましたが、初心者には知識不足で理解が及ばない点多々あり、さらなる勉強が必要だと感じました。

午後5時30分過ぎに研修会が終了し、場所を変えて第1回建設環境部会(懇親会)が開かれました。蒸し暑い日が続く中で、会員が集まり、料理を頂きながらビール等を飲むのは格別のものがあります。それぞれの会員がそれぞれの席で話を花を咲かせていました。皆、まだ飲めそうでしたが、コースの料理が出尽くし、何よりも益田俊信支部長の「この場はあくまで建設環境部会であって、ただの飲み会ではありませんよ!」との言葉を思い出し、午後8時30分にお開きとなりました。

名古屋
支部

離婚調停研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成27年6月29日(月)
午後5時30分～7時
場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム
講師 河邊 征伍会員
テーマ 『行政書士と離婚調停』
出席者 23名



6月研修会は税理士と行政書士を兼業され、また長年、名古屋家庭裁判所の調停委員を務められ、本年3月31日を以て定年退任された、河邊先生を講師にお招きし、行政書士が離婚についてどのような業務や支援ができるか?を、家裁に持込まれる離婚調停の事例の紹介並びに相続手続きの解説をされました。

調停離婚、裁判離婚への助言。家裁での離婚調停は近年、年金分割も可能になったことから、熟年離婚が増加の傾向にあるとのことでした。慰謝料、子供の養育費、親権など調停の際、多くの提案により当事者が合意に至れば調停の成立となること。さらに離婚ローンが一部の銀行にて取扱商品となっているとの事の説明もありました。財産分割の講義もありました。午後7時まで講義・質疑応答後、懇親会に席を移動し、雑談の中で夫の定年退職後、妻からの離婚調停申し出事例が近年多くなっていることは、参加者には興味深い話でした。次回のマイナンバー研修の案内後散会しました。

知多
支部三士会
親睦日帰り旅行

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成27年 7月 4日(土)

旅行先 『奥の細道むすびの地大垣&お千保稲荷』

出席者 三士会合計53名(行政書士会39名)



恒例の三士会親睦日帰り旅行が、今年は愛知県土
地家屋調査士会知多支部の主催で行われました。

半田市と東海市の二カ所から出発したバスは、大
府パーキングエリアで集合し、まずは大垣城を目指
します。大垣城は、全国的にも珍しい4層の天守を
持ち、大垣市のシンボルになっています。関ヶ原の
戦いでは、西軍、石田光成らの本拠地となり、関ヶ
原に戦いが移った後も、壮絶な攻防戦が繰り広げら
れました。江戸時代に入って、1635年(寛永12年)か
らは、戸田氏鉄が城主となり、以降、明治に至るま
で、戸田家が大垣藩十萬石を治めました。

そんな大垣城の歴史を年配のボランティアガイド
から聴いた後、城内を見学しました。ついで郷土館、
句碑をめぐり、2012年4月にオープンしたばかりの
『奥の細道むすびの地記念館』を訪ねました。

記念館は、俳人松尾芭蕉が「奥の細道」の紀行を
大垣市で終えたことから建てられました。芭蕉の人
となりや人生を紹介する「芭蕉館」、「先賢館」、「観
光・交流館」、それに「無何有荘大醒しゃ」という市
指定文化財の建物で構成されています。一度は訪れ
てみたい記念館です。

昼食は大垣フォーラムホテルでいただきました。
その後、お千保稲荷の散策を思い思いに楽しみ、帰
途に着きました。

幹事のみなさま、楽しい旅をありがとうございました。

中央
支部中小企業支援「飲食店
等の創業融資」の研修

中央支部 近藤 芳弘

日 時 平成27年 7月 8日(水)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 32名

講 師 日本政策金融公庫 瀧澤 真也様
五十嵐 誠様

- テーマ
1. 日本政策金融公庫について
 2. 創業融資について
 3. 事業計画書について



今回は、中小企業支援「飲食店等の創業融資」の
研修としまして、日本政策金融公庫名古屋中支店の
融資第三課課長瀧澤真也様、上席課長代理五十嵐
様を講師にお招きしました。

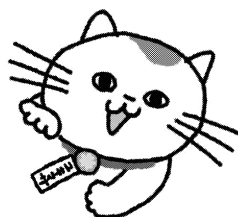
まず、日本政策金融公庫のプロフィールの紹介か
ら始まり、平均融資残高が686万円であること、融資
先の9割が小規模事業者であることなど概要を説明
していただきました。

その後、融資制度の流れの説明で、借入申込から
融資実行まで、約1ヶ月の期間が必要なことを教え
ていただきました。融資申込みをする際に、「借入
申込書」「創業計画書」の提出が必要ですが、申込者
は「創業計画書」の保証金等の記入漏れ等が多々あ
るそうです。与信する際に、「創業計画書」だけでは
情報が少ないため、家族が協力的なのか？事業経験
はどの程度なのか？起業への想いは？等、事前に行
政書士の皆さんがヒアリング等をして申込者をサポ
ートしていただくことで、融資実行に結びつきやす
いとの話がありました。

上記以外にも「創業計画書」を見ながら、具体的
にどのようなところを見て与信するのか等、貴重な

お話しを直接聞くことが出来ました。質疑応答も多く、今後の業務に有益な情報を多く得られた研修となりました。

研修後、講師の方も参加していただき、懇親会が行われました。講師の方を中心に、研修では時間の都合により聞く事の出来なかった質問がなされるなど、会員同士が親睦を深めることが出来たと思います。



一宮
支部

「外国人のための特別相談会」開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成27年7月12日(日)
午後2時～4時

場 所 一宮市民会館 1階大会議室



一宮市国際交流協会の主催にて、今年も「外国人のための特別相談会」が開催されました。一宮支部国際私法部会の2名が相談員として出席し、市内外の4名から相談を受けました。在留外国人だけでなく、外国人に関しての日本人からの相談もありました。

相談内容は主に、在留資格更新、離婚、短期滞在、養子縁組に関するものでした。

例年の通り本相談会はIPC（イチノミヤ・フィリピン・コミュニティー）の周年イベントと同時開催であり、フィリピン人、および、そのご家族などが100人ほど来場していました。

昭和
支部

日進市無料相談会

会報委員 古田 禎史

日 時 平成27年 7月13日(月)
午後 1時30分～4時
場 所 日進市役所 4階相談室
相談員 角田 俊行会員 神田 みや子会員
相談者 2組 (3名)



昭和支部では毎年昭和区、天白区、日進市、愛知県東郷町において、「相続・遺言」に関する無料相談会を行っています。

特に日進市では毎月無料相談会を開催しており、好評のようです。

今回は4組の相談者の予約が入っていましたが、2組がキャンセルとなり、残りの2組のみの相談となりました。角田会員、神田会員の両ベテランコンビが的確な対応をされていました。

名南
支部

マイナンバー 研修会

支部研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成27年 7月13日(月)
午後 5時30分～7時
場 所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム
講 師 石川 光男支部長
テーマ 『行政書士とマイナンバー制度について～』
出席者 30名



7月研修会は石川支部長により、行政書士として新規に導入されるマイナンバー制度にどのように取り組むべきかについての講義でありました。

今後、各人の付与されるマイナンバーの管理などの注意事項、会社の経営者や担当者と共にどのような注意を払うべきかの講義でありました。行政書士も許認可申請、相続手続き業務から注意項目として考慮をすべきという講義でありました。質疑応答後、午後7時に散会し、懇親会の会場にて、個別の案件や各人の専門分野の話で盛り上がり、午後10時散会しました。

昭和
支部

天白区役所 無料相談会

会報委員 古田 禎史

日時 平成27年7月15日(水)
午後1時30分～4時
場所 天白区役所 3階相談室
相談員 渡邊 邦彦会員 伊福 泰則会員
相談者 2組(3名)



昭和支部では、今年度天白区役所において、「相続・遺言」に関する無料相談会を、7月、10月、1月の3回に分けて行う予定です。

今回7月の無料相談会は、司法書士でもある渡邊邦彦監事と、伊福泰則幹事が相談員を勤められました。相談者は2組だけでしたが、両相談員は無難にこなされていました。

中央
支部

暑気払い

会報委員 中村 美帆子

日時 平成27年7月16日(木)
午後6時30分～9時
場所 日本料理みその亭
出席者 50名



今年度の暑気払いは久しぶりの和食で、昭和25年創業の歴史ある「日本料理みその亭」で行われました。宮大工が建てた歴史ある建物で、伏見にあるとは思えないほど和の雰囲気抜群でした。このお店は、元々は旅館として、かつては読売巨人軍が名古屋遠征の際に定宿としていたところだそうです。

台風が進路が心配されたこの日でしたが、参加者も50名と大盛況で、座敷の広間は久しぶりに顔を合わせる会員の方などで早速話に花が咲いていました。

そして開始時刻にはほぼ全員が集まり、竹田勲支部長の挨拶の後、仙石秀久副会長の乾杯のご発声により宴は始まりました。

お楽しみの料理は、毎日市場から仕入れられる旬の食材を使ったコース料理で、まずは前菜の盛り合わせからいただきました。それから、お造り、焼物、鉢物、冷し鉢…とデザートまで、合計10品のボリュームのある内容でした。

最後に締め挨拶を早川忠常務理事から頂戴し、今年の暑気払いはお開きとなりました。

大変暑い中、新入会員の方からベテランの方まで多くの方にご参加いただき、本当にありがとうございました。

豊田
支部

建設環境部 第1回研修会

会報委員 東福 宏恵

日時 平成27年7月16日(木)
場所 豊田市福祉センター 会議室44
講師 愛知県豊田加茂建設事務所 担当職員
テーマ 『平成27年度における建設業許可申請について』

出席者 16名



豊田支部では、定期的に愛知県豊田加茂建設事務所の職員の方を講師としてお招きし、建設業許可申請について研修会を開催しています。

今回の研修会は、平成27年4月1日より施行された、改正建設業法についてお話を伺いました。

今回改正は、

- ・許可（更新）申請書や添付書類の変更
- ・一般建設業の主任技術者要件の緩和
- ・施工体制台帳の記載事項の追加（外国人就労者）
- ・暴力団の排除を徹底
- ・許可申請書等の閲覧制度の見直し

が、主な内容です。その中でも、申請時に気をつけるとよい点などを具体的に説明していただきました。

担当職員の方に直接質問のできる貴重な機会であり、有意義な研修会となりました。

昭和
支部

第2回 市民法務研究会

会報委員 古田 禎史

日時 平成27年7月22日(水)
午後2時～4時30分
場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室
出席者 16名



昭和支部では各部会の研修会とは別に、毎月、相続・遺言業務について勉強する市民法務研究会を開催しています。今年は益田俊信支部長自ら担当者となり、二部構成になりました。

第一部では昭和支部で決めたテキスト（「行政書士のための遺言・相続実務家養成講座」竹内豊著・税務経理協会発行）の内容を、毎月指名された会員が指定された個所をまとめたものを発表し、その中でも重要な論点を出席者全員で議論するというものです。今回は相続業務を依頼されたとき、どのタイミングで依頼者に見積もりを知らせればいいのか？ またそもそも事前に相続業務の見積もりを出せるかどうか？等について論じられました。

他の業務と同じく相続・遺言の専門家には一朝一夕にはなれません。地道な勉強と数多くの経験が必要だと思えます。これらを補足する市民法務研究会は、初心者にとって心強い場と言えます。

知多
支部

ビジネスにも 活かせる手相講座

会報委員 鈴木 直美

日時 平成27年7月22日(水)
午後2時～4時
場所 アイプラザ半田第4会議室
講師 榎山 真海 (もみやまさまみ) 先生
テーマ 『運も味方に！自分や初対面の方の本質を
極めてコミュニケーションに活かそう！』
出席者 7名



今回は、ビジネスにも活かせる手相講座ということで、一見、なぜ手相？と思われる方もお見えになるかも知れません。だがしかし、これが聴いてみると何とも奥が深い。眉間に皺を寄せて、手の皺を見なくても、手の大きさや指の長さ、それに爪の形などで、性格診断ができるというのです。

人と会って仕事をする人間としましては、初対面の人の手の形を見て、ああなるほど、この人はせっかちな人なんだとか、のんびりした人なんだとか(あくまでも統計ですが)、また、話題の一つとして活かせれば面白いと思いました。

ちなみに、講師の先生も驚いたことですが、珍しいといわれるますかけ線、俗にいう銭握りの相が、参加者のほぼ全員に(なんちゃっても合わせて)観られました。これは感情線と頭脳線がくっついて一本になっているものですが、これがあると、頭の回転が早く、才能があふれる人だということです。しかし人生は波瀾万丈で、さまざまな波を乗り越え、天下取りになれるかどうかは、努力次第ということでしたが…。

内容は、手相でわかること。手相の基本的な線の意味。手の形でわかること。そして、個別に短い時間でしたが、アドバイスをいただいて、終了しました。とても有意義な研修でした。

東三
支部

平成27年度建設環境 部会第2回研修会

会報委員 水野 悠

日時 平成27年7月22日(水)
場所 豊橋市民センター(カリオンビル)4階
中会議室
講師 山口 妙子会員
テーマ 『はじめての産業廃棄物収集運搬業許可』
出席者 11名



7月22日、豊橋市民センター(カリオンビル)にて、東三支部建設環境部会第2回研修会が、当支部山口妙子会員を講師として開催されました。

今回の研修は、「はじめての産業廃棄物収集運搬業許可」をテーマに、どのような場合に、許可が必要となるのか？そのために、自社と元請の作業関係→廃棄物が誰に属するかを考える、という点からスタートしました。

まずは、お客様に確認すべき項目を順を追ってあげつつ、具体的にどのようにそれらの裏付けをしていくのかという業務の入口部分について、ご説明いただき、特に経理的基礎について最初に確認する重要性と定款の目的変更についてお話いただきました。

その後は、申請書及び添付書類について、実際の様式を使用しつつ、1枚ずつ(1項目ずつ)非常に丁寧な解説と、特に様式第1号の1事業計画に関する書面を作成するうえでの、取り扱う廃棄物の種類の決定や特定の廃棄物の運搬における注意点、処理場との関係等について、実務上の注意点のお話をいただきました。

普段から実務で産廃収運関係を扱っていらっしゃる会員の方々にとっては、基礎を見直す良い機会であり、私のように普段私法業務中心の会員にとっては、本業務の全体像を把握できる貴重な研修となりました。

豊田
支部

法人経営部 第1回研修会

会報委員 東福 宏恵

日時 平成27年7月24日(金)
場所 豊田商工会議所 多目的ホール203
講師 川村 浩史会員
テーマ 『飲食店開業業務の手続き相談業務について～会社
設立、営業許可、開業までの注意事項など～』
出席者 8名



今回の研修会は、飲食店の開業について、準備段階から開業までの手続きに関して、行政書士だからこそできる関わり方という観点から研修会が行われました。

食品営業許可申請手続きのスケジュールリングから、具体的な事例を検討していきながら研修は進み、出席者から質問も数多く飛び出しました。

許可申請の代行だけではない、行政書士業のあり方を、出席者ひとりひとりが考えることのできた研修会となりました。

尾北
支部

平成27年度 第1回支部研修会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成27年7月25日(土)
午後3時～4時45分
場所 犬山国際観光センター（フロイデ）
2階 研修室
講師 長瀬 紀美子会員（尾北支部）
テーマ 1. 建設業許可に関する変更点
2. 経営事項審査に関する変更点
出席者 尾北支部 23人 他支部 3人



今年初の猛暑日を記録したこの日、尾北支部では、今年度第1回目の研修会が開催されました。

講師は、尾北支部の前支部長で、現在、本会の建設環境部の次長を務めておられる長瀬紀美子会員にお願いし、建設業許可・経審に関する変更点についてご講義いただきました。

建設業許可申請にはたくさんの書類の作成が必要ですが、変更点と重要な点のみを抜粋し、実例を交え大変わかりやすく説明していただきました。

長瀬会員は、経営事項審査補助業務要員ならびに愛知県の建設業許可申請受付補助業務要員もされており、これらの業務に大変精通しておられます。身近にこのような方がおられることは、尾北支部の会員にとって大変心強いことだと、伊代田支部長もおっしゃっていました。長瀬会員には、これからも益々ご活躍され、引き続き支部会員の指導・相談にもご協力いただきたいと思います。猛暑の中、貴重な講義をありがとうございました。

また、研修会後は場所を変え、恒例の懇親会が開催されました。和洋折衷のコース料理をいただきながら、終始和やかに懇親を深めることができました。

事務局だより

■平成27年6月

2(火)	ADR手続説明会開催 野田・子安常務理事、山田理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 刈谷市役所無料相談会開催
3日(水)	山田会長 試験センター評議委員会出席 コスモスあいち部長会開催
4日(木)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
6日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅱ開催
8日(月)	野田・子安常務理事、山田・袴田理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席
9日(火)	本会常設無料相談会開催 会報委員会開催
10日(水)	野田・子安常務理事、山田理事、古山職員 自由業団体第21回フレッシュマンフォーラム10'出席 山田会長、西堀副会長、浅井常務理事 中部管区行政評価局長 来館対応 正副会長、浅井常務理事、熊田局長 県法務文書課へ総会御礼挨拶 久野副会長、須崎常務理事 県警交通規制課訪問
11日(木)	広告会社打合せ開催 総会正副議長、戸谷会員、丹所会員 定時総会、定期大会議事録署名
12日(金)	中部地方協議会監査会開催 中部地方協議会理事会開催 中部地方協議会定時総会開催
13日(土)	中部地方協議会定時総会開催 名城大学院科目履修(民法Ⅱ)開催
15日(月)	新規登録受付 仙石副会長、野田常務理事、古山職員 名古屋市役所広聴課訪問
16日(火)	新規登録受付 ADR手続説明会開催 企画情報部引継ぎ開催
17日(水)	日行連定時総会出席 自由業団体当番会開催
18日(木)	日行連定時総会出席
19日(金)	日行連定時総会、日政連定期大会出席 西川幹事長 日政連幹事会出席
22日(月)	西川副会長 日行連申取実務研修出席
23日(火)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催
24日(水)	部長会開催 支部長会開催 外国人就労定着支援研修開催

■平成27年6月

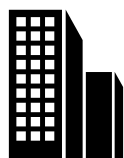
25日(木)	県建設業不動産課との会議開催 山田会長、熊田局長 県法務文書課と建設業不動産課訪問 仙石副会長、野田常務理事、古山職員 葵町公証人役場訪問 仙石・西川副会長、野田・権田常務理事、古山職員 国際センター訪問
26日(金)	届出済行政書士管理委員会開催
27日(土)	名城大学院科目履修(民法Ⅱ)開催
29日(月)	綱紀委員会開催

■平成27年7月

2(木)	部長会開催 理事会開催 表彰伝達式
3日(金)	山田会長 日行連正副会長会出席
4日(土)	特定行政書士研修開催
7日(火)	広報部会開催 ADR手続説明会開催 中部地方協議会事務引継ぎ開催 西川副会長、早川常務理事 県資源循環推進課と中地整挨拶 刈谷市役所無料相談会開催
8日(水)	山田会長 東京野田会出席 県法務文書課指導検査打合せ開催 監察委員会開催 監察関連打合せ開催 外国人就労定着支援研修開催 コスモスあいち更新研修①開催
9日(木)	山田会長 日行連会長引継立会出席 会報委員全体会議開催
10日(金)	西川副会長 日行連申取事務研修出席 蟹江常務理事 平成27年度行政書士試験実施に係る説明会出席 外国人就労定着支援研修開催
11日(土)	特定行政書士研修開催
12日(日)	特定行政書士研修開催
13日(月)	経理部会開催 会員名簿 業者との打合せ開催
14日(火)	本会常設無料相談会開催 企画情報部会開催 西川副会長、吉川常務理事、小早川課長 名城大学訪問
15日(水)	正副会長会開催 新規登録受付 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管挨拶 コスモスあいち更新研修②開催

■平成27年7月

16日(木)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催
17日(金)	国際・私法部会開催 名城大学教授等との会合開催 野田常務理事 まちづくり推進室訪問 久野副会長、蟹江常務理事 県警、県民会議訪問
18日(土)	特定行政書士研修開催
21日(火)	山田会長 高市早苗総務大臣他表敬訪問 ADR手続説明会開催 建設環境部会開催 試験正副責任者会議開催
22日(水)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 土地利用部会開催
23日(木)	山田会長 日行連常任理事会出席 山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 西川幹事長 日政連幹事会出席
24日(金)	西川幹事長 日政連幹事会出席 苦情対応委員会開催 総務部会開催 コスモス本部主催特別研修会開催
25日(土)	特定行政書士研修開催 田宮名誉会長、久野副会長 岸本静岡会会長黄綬褒章受章祝賀会出席
26日(日)	特定行政書士研修開催
27日(月)	経審要員必須連絡会開催 蟹江常務理事、小早川課長 伊藤顧問弁護士訪問 コスモスあいち部長会開催 コスモスあいち業務管理部会開催
28日(火)	届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 広報部会開催 会報9月号編集会議開催 65周年記念事業実行委員会開催 西堀副会長、浅井常務理事 伊藤顧問弁護士訪問
29日(水)	建設業不動産課との会議開催 建設許可業務要員全体会議開催
30日(木)	正副会長会開催 届出済行政書士管理委員会開催
31日(金)	山田会長 中地協理事会出席 経審新規要員養成実習開催 外国人就労定着支援研修開催



会 | 員 | の | 動 | 向

平成27年7月24日現在

個人会員数 2,821人
法人会員数 19法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第15191196号
会員番号 第5495号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 河 貞鳳

事務所 安 徳守行政書士事務所
名古屋市中村区長戸井町四丁目65番地1
電話番号 052-459-0361 所属支部 名古屋



登録番号 第15191200号
会員番号 第5499号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 河津 真子

事務所 行政書士河津真子事務所
春日井市大和通一丁目70番地1 大和ビル3F
電話番号 0568-37-2282 所属支部 尾張



登録番号 第15191197号
会員番号 第5496号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 西田 吉論

事務所 よし行政書士事務所
刈谷市西境町兵九前108番地
電話番号 0566-36-8327 所属支部 碧海



登録番号 第15191201号
会員番号 第5500号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 池堂 芳郎

事務所 行政書士池堂労働法務事務所
名古屋市千種区丸山町3丁目63番地
電話番号 052-784-4500 所属支部 中央



登録番号 第15191198号
会員番号 第5497号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 春日 智晴

事務所 行政書士春日事務所
名古屋市港区辰巳町1番44号
電話番号 052-654-0363 所属支部 名古屋



登録番号 第15191202号
会員番号 第5501号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 近藤 敏通

事務所 行政書士近藤敏通事務所
半田市北二ツ坂町一丁目12番地7
電話番号 0569-22-2751 所属支部 知多



登録番号 第15191199号
会員番号 第5498号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 横山 修

事務所 やおかいKT88行政書士事務所
豊橋市大岩町字東郷内248番地の3
電話番号 0532-41-0047 所属支部 東三



登録番号 第15191203号
会員番号 第5502号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 鈴木 昌則

事務所 行政書士鈴木昌則事務所
知多郡武豊町字豊成三丁目59番地
電話番号 0569-73-2760 所属支部 知多

会員の動向



登録番号 第15191204号
会員番号 第5503号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 福住 弘樹

事務所 レグフィールド行政書士事務所
名古屋市中村区鳥居西通二丁目8番地 ウェルネスビル2F
電話番号 052-485-8787 所属支部 名古屋



登録番号 第15191209号
会員番号 第5508号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 松島 宏

事務所 宏日行政書士事務所
春日井市東野町西1丁目9番地2
電話番号 0568-82-8562 所属支部 尾張



登録番号 第15191205号
会員番号 第5504号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 中村 文昭

事務所 東名行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル4階
電話番号 052-955-1417 所属支部 中央



登録番号 第15191210号
会員番号 第5509号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 嶋崎 征泰

事務所 嶋崎行政書士事務所
一宮市木曾川町黒田字北宿三の切89番地9
電話番号 0586-86-7285 所属支部 一宮



登録番号 第15191206号
会員番号 第5505号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 山田 富士雄

事務所 山田富士雄行政書士事務所
愛西市見越町高畑254番地
電話番号 0567-28-1513 所属支部 海部



登録番号 第15191211号
会員番号 第5510号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 矢田 隆人

事務所 行政書士矢田事務所
名古屋市昭和区塩付通一丁目12番地の4
電話番号 052-745-5401 所属支部 昭和



登録番号 第15191207号
会員番号 第5506号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 大岩 敏郎

事務所 行政書士大岩敏郎事務所
蒲郡市中央本町4番29号
電話番号 0533-68-3587 所属支部 東三



登録番号 第15191212号
会員番号 第5511号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 梅村 圭佑

事務所 行政書士梅村圭佑事務所
豊田市十塚町一丁目19番地
電話番号 0565-33-2202 所属支部 豊田



登録番号 第15191208号
会員番号 第5507号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 加藤 朋彦

事務所 加藤行政書士事務所
名古屋市中区中小田井一丁目164番地
電話番号 052-506-7107 所属支部 西北



登録番号 第15191213号
会員番号 第5512号
入会年月日 平成27年6月1日
氏名 皿井 秀雄

事務所 ほの国行政書士事務所
豊橋市八通町50番地4 ロイヤルステージ羽根井公園1階
電話番号 090-4409-8888 所属支部 東三



登録番号 第15191214号
 会員番号 第5513号
 入会年月日 平成27年6月1日
 氏名 成瀬 大三郎

事務所 行政書士DAI法務事務所
 名古屋市中区金山一丁目2番24号 ロンシャン金山801
 電話番号 052-684-7237 所属支部 中央



登録番号 第15191464号
 会員番号 第5519号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 杉本 誠

事務所 行政書士杉本誠事務所
 小牧市中央二丁目84番地
 電話番号 0568-77-0477 所属支部 尾張



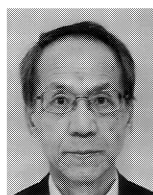
登録番号 第15191215号
 会員番号 第5514号
 入会年月日 平成27年6月1日
 氏名 久野 里香

事務所 東名行政書士法人
 名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル4階
 電話番号 052-955-1417 所属支部 中央



登録番号 第15191465号
 会員番号 第5520号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 西出 吉辰

事務所 西出吉辰行政書士事務所
 長久手市原邸711番地
 電話番号 0561-42-8883 所属支部 東名



登録番号 第15191461号
 会員番号 第5516号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 黒柳 豊和

事務所 行政書士ディノ国際法務事務所
 豊橋市駅前大通三丁目48番地
 電話番号 0532-55-1614 所属支部 東三



登録番号 第15191466号
 会員番号 第5521号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 小島 一郎

事務所 行政書士小島一郎事務所
 名古屋市中区錦二丁目5番31号 長者町相互ビル501号
 電話番号 052-202-7233 所属支部 中央



登録番号 第15191462号
 会員番号 第5517号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 吉川 彰太郎

事務所 行政書士吉川法務事務所
 名古屋市中区東桜二丁目9番4号 (サンパーク高岳駅前1201号)
 電話番号 050-3718-9222 所属支部 中央



登録番号 第15191467号
 会員番号 第5522号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 寺本 泰之

事務所 行政書士寺本泰之事務所
 名古屋市中区千代田二丁目17番15号 TB-1
 電話番号 052-269-6777 所属支部 中央



登録番号 第15191463号
 会員番号 第5518号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 鬼頭 麻耶佳

事務所 鬼頭まやか行政書士事務所
 海部郡大治町大字三本木字屋形170番地 1F/アクセス205号
 電話番号 052-446-6878 所属支部 海部



登録番号 第15191468号
 会員番号 第5523号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 船橋 信治

事務所 行政書士船橋信治事務所
 小牧市大字三ツ瀧772番地2
 電話番号 0568-42-2880 所属支部 尾張

会員の動向



登録番号 第15191469号
会員番号 第5524号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 上條 佳生留

事務所 ブレインパートナー行政書士事務所
名古屋市中区栄四丁目14番31号
電話番号 052-249-2301 所属支部 中央



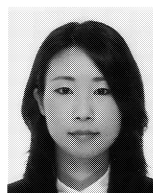
登録番号 第15191474号
会員番号 第5529号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 伊藤 栄治

事務所 伊藤栄治行政書士事務所
春日井市弥生町2丁目197番地3
電話番号 0568-84-6417 所属支部 尾張



登録番号 第15191470号
会員番号 第5525号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 片桐 政勝

事務所 片桐行政書士事務所
岡崎市井田町字茨坪34番地493
電話番号 0564-23-8253 所属支部 岡崎



登録番号 第15191475号
会員番号 第5530号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 山本 知果

事務所 行政書士やまもと事務所
春日井市鳥居松町2丁目243 ドエル・マルモ1012A号室
電話番号 0568-37-3096 所属支部 尾張



登録番号 第15191471号
会員番号 第5526号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 杉浦 伸和

事務所 行政書士杉浦法務事務所
安城市御幸本町7番21号702号室
電話番号 0566-93-5700 所属支部 碧海



登録番号 第15191476号
会員番号 第5531号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 矢野 厚登

事務所 ブレインパートナー行政書士事務所
名古屋市中区栄四丁目14番31号
電話番号 052-249-2301 所属支部 中央



登録番号 第15191472号
会員番号 第5527号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 杉浦 史憲

事務所 行政書士杉浦登事務所
稲沢市国府宮神田町45番
電話番号 0587-23-3100 所属支部 一宮



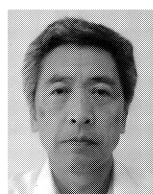
登録番号 第15191477号
会員番号 第5532号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 内田 宗史

事務所 行政書士内田法務事務所
名古屋市天白区植田西一丁目508番地 プライムガーデン植田802号
電話番号 052-808-8373 所属支部 昭和



登録番号 第15191473号
会員番号 第5528号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 大城 昭彦

事務所 行政書士STEP法務事務所
名古屋市中区梅森坂五丁目208番地(エクレール梅森坂404号)
電話番号 052-805-0372 所属支部 中央



登録番号 第15191478号
会員番号 第5533号
入会年月日 平成27年7月1日
氏名 三井 隆男

事務所 行政書士三井隆男事務所
知多郡武豊町字中根三丁目62番地
電話番号 0569-73-4801 所属支部 知多



登録番号 第15191479号
 会員番号 第5534号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 高橋 芳行

事務所 行政書士高橋事務所
 豊門市新田町前原1番地 びらびら豊明マンションII番館B棟208号
 電話番号 0562-93-6891 所属支部 名南



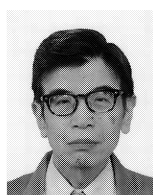
登録番号 第15191484号
 会員番号 第5539号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 近藤 健一郎

事務所 行政書士近藤健一郎事務所
 名古屋市緑区大高町字田中6番・9番合番地
 電話番号 052-825-4004 所属支部 名南



登録番号 第15191480号
 会員番号 第5535号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 山盛 峰一

事務所 行政書士山盛峰一事務所
 東海市名和町後西94番地の1
 電話番号 052-603-0816 所属支部 知多



登録番号 第15191481号
 会員番号 第5536号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 浪崎 吉秧

事務所 行政書士浪崎事務所
 豊橋市植田町字大池60番地の91
 電話番号 0532-25-0939 所属支部 東三



登録番号 第15191482号
 会員番号 第5537号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 山本 武司

事務所 つかさ行政書士事務所
 刈谷市東刈谷町1丁目4番地13
 電話番号 0566-91-7709 所属支部 碧海



登録番号 第15191483号
 会員番号 第5538号
 入会年月日 平成27年7月1日
 氏名 永田 寛之

事務所 行政書士事務所・メリット
 豊田市西中山町十七屋121番地11
 電話番号 0565-76-5545 所属支部 豊田

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1202601号
 従たる事務所の法人番号 第1202605号
 会員番号 第H28号
 入会年月日 平成27年4月10日
 法人の名称 OAG行政書士法人
 主たる事務所の名称 OAG行政書士法人
 従たる事務所の名称 OAG行政書士法人 名古屋
 従たる事務所 名古屋市西区名駅二丁目23番14号
 VIA141-331号
 従たる事務所電話番号 052-414-5260
 所属支部 西北

法人番号 第1501401号
 会員番号 第H29号
 入会年月日 平成27年4月1日
 法人の名称 行政書士法人リーガルホーム
 主たる事務所の名称 行政書士法人リーガルホーム
 主たる事務所 新城市字宮ノ後70番地9
 主たる事務所電話番号 0536-23-5468
 所属支部 新城

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	大岩 とよみ	名古屋市東区大松町1番3号 (第1林ビル101号)	461-0033		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士大岩とよみ事務所				
中央	中村 百合子	名古屋市東区大松町1番3号 第1林ビル101号	461-0033	052-726-3755	事務所名称、 事務所所在地、 事務所TEL
	行政書士中村百合子事務所				
中央	内藤 宏幸	名古屋市東区東桜一丁目3番7号 ヒシタビル8F	461-0005	052-959-2432	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	若子 昭一	名古屋市東区東桜一丁目3番7号 ヒシタビル8F	461-0005	052-959-2432	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士わかば合同事務所				
中央	佐藤 真美			052-717-9313	事務所電話番号
西北	湯浅 哲夫	名古屋市西区花原町149番地 サンゴパレスナラ恵1B	452-0809		事務所所在地
西北	加藤 朋彦			052-506-7107	事務所電話番号
名古屋	市川 孝友	名古屋市中村区名駅5丁目16番17 花車ビル南館7F	450-0002	052-446-6061	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	松田 薫	名古屋市中村区佐古前町2番49号 (佐古前ビル203号)	453-0018	052-446-5151	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	岸本 浩明	名古屋市中村区名駅3-16-22 名古屋ダイヤビルディング1号館8F	450-0002		事務所所在地
名古屋	陸 遥			052-710-9893	事務所電話番号
東名	長畑 謙治				事務所名称
	ウイズライフ行政書士事務所				
尾張	加藤 敏明			0568-76-3060	事務所電話番号
尾張	鈴木 良剛	春日井市高蔵寺町7丁目7番地6 プチタウン東山103号	487-0013	0568-37-3947	事務所名称、 事務所所在地、 事務所TEL
	行政書士SUZUKI R&D				
尾張	谷内 有美奈			0568-90-3586	事務所電話番号
一宮	後藤 敏明	一宮市八幡三丁目7番14号 エクセルハイム一宮406号	491-0903	0586-44-4801	単体会変更者 (岐阜会より)
	後藤敏明行政書士事務所				
知多	坂野 明日香	大府市若草町四丁目29番地	474-0022		事務所所在地
知多	藤井 基成	知多郡阿久比町大字白沢字表山5番地77	470-2201		事務所名称、 事務所所在地
	藤井基成行政書士事務所				
新城	中嶋 俊介	新城市字町並304番地2	441-1374		事務所所在地
新城	村松 裕之				事務所名称
	行政書士法人リーガルホーム				

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
新城	林 晃弘	新城市字宮ノ後70番地 9	441-1378	0536-23-5468	事務所名称、 事務所所在地、 事務所TEL
	行政書士法人リーガルホーム				
新城	大谷 淳平			0536-29-9889	事務所電話番号
東三	鳥居 隆				事務所名称
	行政書士事務所ソクト				
東三	朝比奈 良治			0532-66-5511	事務所電話番号
東三	吉田 明	豊橋市東小浜町77番地 4 (301)	441-8062	0532-43-5177	単体会変更者 (福井会より)
	行政書士吉田事務所				

法人会員の変更案内

法人番号 第0801501号
 従たる事務所の法人番号 第0801503号
 会員番号 第H16号
 法人の名称 サポート行政書士法人
 主たる事務所の名称 サポート行政書士法人 新宿オフィス
 従たる事務所の名称 サポート行政書士法人 名古屋オフィス
 従たる事務所 名古屋市中村区名駅3-16-22
 名古屋ダイヤビルディング1号館8F
 社員名 岸本 浩明
 所属支部 名古屋
 変更事由 事務所所在地変更

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
東名	岩 佐 堂 太	平成27年 5月27日
名古屋	武 田 博 昭	平成27年 6月15日
名古屋	横 井 正 己	平成27年 6月30日
昭和	後 藤 好 弘	平成27年 6月30日
名南	小 出 隆 久	平成27年 6月30日
知多	神 谷 隆 史	平成27年 6月30日
新城	山 本 芳 央	平成27年 6月30日
豊田	岩 瀬 邦 男	平成27年 7月14日

ご逝去会員のお知らせ

海部支部 對 尾 征 彦 会員 平成27年 5月 2日ご逝去 (享年70歳)
 東三支部 豊 田 好 文 会員 平成27年 7月 3日ご逝去 (享年69歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 山 田 高 嗣

コスモス **愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌** Cosmos*

2015年9月号



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

特別研修「任意後見契約」開催

日 時 平成27年7月24日(金)
午後1時30分～4時30分
場 所 ウィンクあいち
講 師 糸 智仁コスモス業務執行理事兼研修相談委員長
参加者 88名



去る7月24日(金)ウィンクあいちにて、特別研修「任意後見契約」が開催されました。当日は愛知会会員だけでなく、遠方から参加された会員も多く、会場もほぼ満席の状態でした。任意後見契約の締結から本人の判断能力低下により、任意後見の実務に至るまで、先生ご自身の経験を踏まえ、時系列的にご講義いただき、大変わかりやすく興味深い内容でした。

任意後見契約では、本人に契約をする事理弁識能力があることを確認する上で、契約の内容及び契約の意思があることが必要なため、一度だけの確認だけではならず、何度か会うことが必要であり、契約締結までには時間を要するとのことでした。参加をした多くの方が、糸先生の講義に熱心に耳を傾け、大変有意義な研修でした。

研修終了後、別席にて懇親会が催されました。糸先生もお忙しい中、ご参加いただき、県内外の多くの先生方と情報交換し、親睦を深めることができました。

エンディングノート絶賛発売中！！

コスモスあいち監修による、“ゴールデンステージを飾る”エンディングノートを発売しております。

ご注文はコスモスあいち事務局（TEL052-908-3022）まで
価 格 A4 1冊 800円（税込）



コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場 所	申 込 期 限
平成27年9月8日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年9月4日(金)
平成27年10月9日(金)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年10月5日(月)
平成27年11月10日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年11月6日(金)
平成27年12月8日(火)	愛知県行政書士会2階A会議室	平成27年12月4日(金)

時 間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

あとがき

今号から会報に携わります。10年余前に会報委員として編集、校正に参加したときは物珍しく新鮮な喜びを覚えました。

その中で明らかな誤字脱字については修正の対象として良いわけですが、言い回しや比喩その他諸々の「どうしましょう？」があったように記憶します。

原稿については出稿者を尊重するのが第一義ではありますが、出版物の性質上、また会員以外への機関へ頒布することも考え合わせるなら一定の縛りはあるわけで、自由闊達すべてOKとはいきません。

昔日、会報関係者一同侃侃諤諤、思いを述べた場面も懐かしく思い出されます。

当然いつでも和気藹々が良いわけでもなく、また意見の闘争が過ぎ、メンバーの関係がギクシャクしても建設的な会議にはならないでしょう。27年就任の会報委員においてはバランスの良い緊張関係で進行をはかりたいものです。

さて先ごろ日行連の会報について、ホームページへの掲載だけで足りるかといったアンケートが行われました。愛知会においても紙ベースの会報を不要と思われる方がある事も認識しています。

そのような時代の波を感じつつも会員皆様のご意見を頂きながら帆を上げて進みましょうと、いま、出航気分です。

広報部長 野田 悦子

《今月の表紙》 晴明神社

名古屋市千種区のナゴヤドームのすぐ近くに鎮座します晴明神社は、平安時代の陰陽師、安倍晴明をお祀りする神社です。その安倍晴明といえば映画にもなったように日本を代表する有名な陰陽師で、六代の天皇に仕えた天文暦学の開祖です。

由緒によればこの神社は、付近の湿地に多かったまむしの害に悩む村人のために呪術を使ってマムシを封じるために安倍晴明がやって来たことから建てられたそうです。この神社には、万物の除災清浄を表す祈祷呪符や、悪病難病を治すという霊水「清明水」などがあり、現在も魔除け厄除けの神社として信仰を集めています。そして境内のあちこちには、晴明桔梗とも呼ばれる晴明が使った独特の呪符の一つの五芒星の社紋が見られます。

また、近年では恋愛成就でも有名な神社となり、「名古屋で一番可愛い神社」「名古屋で一番願いが叶う神社」とも言われています。本殿の屋根にはハートマークの猪の目があり、大変可愛らしいです。

小さい神社ですが、週末になると参拝客が後を絶たず、地元の人たちからもとても愛されている神社です。

表紙の題字は今号より

愛知県行政書士会中央支部 岩野良子会員によるものとなります。

会報272号 担当

広報部	担当副会長	仙石 秀久
	部長	野田 悦子
	次長	山田 安政
	部員	山本 篤
会報委員会	委員長	袴田 崇
	副委員長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
	本号担当委員 (表紙)	中村 美帆子
	(会員訪問記)	森越 靖

会報272号 平成27年9月1日発行

発行人 山田 高嗣
編集人 野田 悦子
袴田 崇
発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL (052) 931-4068 (代)
FAX (052) 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

行政書士制度広報月間(平成27年10月1日~10月31日)

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 平成27年**10月1日(木)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。
(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分